官報 号外

昭和二十七年五月十日

○第十三回国会 衆議院会議録第四十号

昭和二十七年五月十日（土曜日）

議事日程　第三十九号

午後一時開議

第一　電源開発促進法案（永田三喜男君外五十一名提出）

第二　信用金庫法施行法の一部を改正する法律案（佐藤重遠君外二十二名提出）

第三　気象業務法案（内閣提出、参議院送付）

●本日の会議に付した事件

村上運輸大臣の日航機遭難に関する調査結果の報告

五月八日の早大事件に関する緊急質問（佐瀬昌三君提出）

早稲田大学における警察官の暴力行為に関する緊急質問（受田新吉君提出）

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関する決議案（居関義一君外三百八十二名提出）

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案（内閣提出、参議院回付）

日程第一　電源開発促進法案（永田三喜男君外五十一名提出）

日程第二　信用金庫法施行法の一部を改正する法律案（佐藤重遠君外二十二名提出）

日程第三　気象業務法案（内閣提出、参議院送付）

午後一時五十四分開議

○議長（林讓治君）　これより会議を開きます。

日航機遭難に関する調査結果についての村上国務大臣の報告

○議長（林讓治君）　運輸大臣から、日航機遭難に関する調査結果について発言を求められております。この際これを許します。運輸大臣村上義一君。

〔国務大臣村上義一君登壇〕

○国務大臣（村上義一君）　先月九日、大島三原山の山腹において遭難しました、日本航空株式会社のチャーター機もく星号の事故原因を調査いたしました結果につきまして、御報告申し上げたいと存ずるのであります。

今般の事故は、わが国民間航空開始以来の最も大きな悲惨事でありまして、かつ民間航空再開早々の不幸事でありますので、これらの原因を調査するため、政府といたしましては、ただちに航空事故調査会を設けまして、斯界の権威者の方々に集まっていただきまして、慎重に各方面から検討を重ねました結果、以下申し述べるような結論を得た次第であります。

まず当時の状況から申しますと、この事故を起しましたもく星号は、九日の午前七時四十二分、羽田飛行場を出発しまして以来、館山通過後、通信が杜絶しましたので、ただちに各方面の協力を得て、八方捜索をいたしたのでありますが、不幸にして、当日天候が悪く、視界が非常に狭い状況にありましたため、遂に発見することができず、翌十日午前八時三十二分に至りまして、捜索航空機によって、大島三原山の東側、東経百三十九度四十八分、北緯三十四度十二分の地点に遭難しているのが発見されました次第であります。その通報を受けますと、ただちに救難につきまして各方面に連絡申し上げ、その御協力を得たのでありますが、遺憾ながら全員死亡が確認された次第でございます。政府といたしましては、ただちに現場に調査員を派遣してその調査に当り、現場資料並びに各方面の資料によりまして、航空事故調査会は慎重な検討を重ねた次第であります。

遭難機は、アメリカ国籍のN九三〇四三号マーチン二〇―二航空機でありまして、当日乗員四名、乗客三十三名を乗せて羽田を出発しました編隊行きの定期便でありまして、途中大阪に寄港する予定であったのでありました。同機の機長はE・G・スチュワート（三十六才）でありまして、飛行時間七千六百九十九時間、副操縦士はR・クレベンジャー（三十一才）で、四千九百五時間の経歴を持っておりまして、ともにアメリカの定期航空運送操縦士としての資格を持っておったのであります。また、最近一箇月間に、機長は十回、副操縦士は十四回この航空路を飛行いたしておったのであります。他の二名は日本航空の社員であります。この出発当時の搭載物は、燃料二七、二〇〇キログラム、乗客、貨物、郵便物は合せて二六、七〇四キログラムでありまして、離陸総重量は一七・八トンでありました。もちろん許容離陸最大重量の範囲内であったのであります。かつ、これら搭載物の重量は、航行の安全のため必要な平衡を保っていたことも確認されました。

離陸前に、羽田のコントロール・タワーは、館山、大島経由大阪行き、飛行高度六千フィート、館山通過後十分間飛行高度二千フィートと交通許可を與えましたが、ただちにこれを、羽田出発後十分間飛行高度二千フィートと訂正しましたので、機長はこれを復唱して離陸したのであります。通常は離陸後ただちに高度を上げて行くのでありますが、当時、アメリカ空軍の輸送機が一機、羽田上空二千五百フィートの高度で空中待機中であり、なお約十機が付近を航行中でありましたので、この措置がとられたものであります。

しかし、館山通過時の航空機から東京コントローラーへの通信は、午前七時五十七分館山上空通過、高度六千フィート、午前八時七分大島上空予定と記録されており、また東京モニターの記録によると、午前七時五十五分館山上空二千フィート、計器飛行、館山南方十分間飛行高度二千フィートを保持し、次いで上昇するとありまして、いずれが真実であるか、その後の調査によりましても決定しかねております。

しかしながら、航空交通管制官と機長の責任分野について申し上げますと、管制官の責任は、計器飛行を行っている航空機相互間及び航空機と障害物との衝突を防止するために機長に交通許可を與えること、こうアメリカの航空法において規定されております。

昭和二十七年五月十日　衆議院会議録第四十号　日航機遭難に関する調査結果についての村上国務大臣の報告

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

一方機長には、交通許可の訂正を要求する権限、あるいはそれを拒否する権限が與えられておりますので、これらの指示に対して適正に判断する責務があるわけであります。従いまして、もく星号の館山上空の通報に関する東京モニターの記録が正しくて、かつ操縦者の錯誤に対して管制官が注意を喚起しなかつたとしましても、この業務の性格上、このことは操縦士に航法上の錯誤を生ぜしめた間接原因とはなり得たとしましても、このことが、すなわち管制官が注意を喚起しなかつたことが事故の直接原因にはなり得ないと断定せられるのであります。

次に機体関係は、出発前の整備の状況並びに事故後の調査の結果から見ても、運航に影響を及ぼすような故障を起したとは認められません。すなわち、機体が東向き傾斜約十三度の三原山斜面に、やや上向き姿勢で激突した痕跡からも、また破壊された機体の部品を調査した結果からも、空中分解をいたしたものではないことが明らかであり、また操縦性を失つて墜落したものとは考えられません。発動機は、両発動機とも、地面に残されたプロペラの痕跡及びそのピッチ角度から見ましても、また発動機点検の結果からも、何らの故障を発見できないのであります。これらのプロペラの痕跡による推定速度は毎時二百マイルと考えられますし、またプロペラのピッチから、当時事故機は巡航速度で飛行していたものと認められます。

次に機体、発動機の焼けた部分の調査から、また消火器を全然使用していなかつた事実から、航空機に空中火災が発生したとは認められないのであります。装備品につきましては、まず無線通信機は、分解の結果、いずれも最後まで通信状態にあつたと考えられるのであります。また方向探知機は、大島並びに焼津の航空無線標識に合されていたのみならず、電源系統にも故障を認められないのであります。また計器類も、計器の指度に一部異状を認められるものがありましたが、それは分解の結果、衝撃によるものと考えられます。衝突以前には、すべて正常の状態にあつたものと認められます。

さらに気象関係でありますが、当日午前六時、中央気象台の観測結果によりますと、紀伊半島沖に千ミリバールの低気圧があり、東北東に毎時約五十キロの速度で進行していたため、関東、中部、近畿の各地方並びに四国東部は雨となり、東京地方の下層雲底、つまり雲の最下部は千五百フイートでありました。この千五百フイートから一万五千フイートまでは密雲にとざされて、その視界はわずかに両翼が見える程度であつたと考えられます。また上層気流は、午前六時の羽田の観測によりますと、五千フイート上空までは南東もしくは南南東、その風速は十ノット内外であり、六千フイート以上では、南風で二十ノットぐらいとなつておつたのであります。当時、大島付近には、多少の気流擾乱あるいは下向気流があつたとも考えられますが、乗客がほとんどバンドを締めていなかつたことからいたしましても、これが直接原因になつたとは、とうてい考えられないのであります。また航空機の凍結問題でありますが、羽田における上層観測の結果は、一万二千フイート上空におきまして摂氏零度線があることから、凍結により事故を起したとは考えられないのであります。また羽田、館山、大島、焼津の各航空無線標識も、それ〴〵異状なく運転しておつたのであります。

以上述べましたことを総合いたしますと、機体が粉々に大破しまして、かつ乗客並びに乗務員が全部死亡しましたために、直接原因を確認することは困難でありますが、詳細な調査の結果から、操縦者が航法上何らかの錯誤を起して、計器飛行のため、その航空路に規定されておる最低高度以下を飛行したため、このような悲惨な事故を惹起したと推定するのが最も妥当であるとの結論に到達いたした次第であります。

今後、この種の事故を防止するために、政府といたしましては、さらに自主的な立場において、航空機の安全性の確保、運航従事員の技能の向上等につきまして、保安上の監督指導を強化し、航空交通管制の機能及び施設を強化し、さらに安全な航空ができますよう万全の措置を講ずる所存であります。

不幸にして本事故によりまして遭難されました方々の御遺族の御心中のほどは、まことに推察するに余りがあるのでありまして、ここにつつしんで哀悼の意を表する次第でありますが、今後この災いを転じて福となすべく、これを契機としまして、わが国民間航空がよりよき発展を遂げることこそ、とうとき犠牲者のみたまを慰める唯一の道であることを信じまして、一層の努力を盡したいと念願しておる次第であります。（拍手）

五月八日の早大事件に関する緊急質問（佐瀬昌三君提出）

○福永健司君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、佐瀬昌三君提出、五月八日の早大事件に関する緊急質問、及び受田新吉君提出、早稲田大学における警察官の暴力行為に関する緊急質問を逐次許可せられんことを望みます。

○議長（林譲治君）　福永君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林譲治君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

五月八日の早大事件に関する緊急質問を許可いたします。佐瀬昌三君。

〔佐瀬昌三君登壇〕

○佐瀬昌三君　私は、自由党を代表いたしまして、いわゆる早大事件に関する質問をいたしたいと思います。

去る五月八日、早稲田大学において惹起されました学生と警察官との不祥事件は、参加学生九百余名、負傷者学生五十六名、警官二十五名に上り、しかもその場所は神聖なるべき学園であつただけに、近来まれに見る不祥事として、まことに遺憾にたえないのであります。また他方においては、最近すでに東大事件あるいは京大事件、愛知大学事件等、学生の暴力的不祥事件が頻発しているだけに、これに対する社会の関心はまことに重大なるものがあるといわなければならないのであります。よつて、私は、以下問題を大学側の問題と警察側の問題とにわけまして、文部大臣と法務総裁に対して簡単に質問をいたしたいのであります。

第一に、大学側の問題として、去る五月一日のメーデー騒擾事件以後八日までの間に、全学連が早大学生の一部に働きかけており、また八日の事件は、かかる計画的会合の結果として生じたものであるかどうか、社会はこれに対する疑念を抱いておるのであります。あるいは、これが当日の勢いのおもむくところ、單なる突発事件にすぎなかつたのであるかどうか。各大学における事件の性格や事情を知りたいという立場におきまして、私はまず文部大臣に、この事件発生の動機、経過等、一般の状況について、あらかじめ御説明を願いたいのであります。

次に、当日学生二百余名が山本巡査を約十時間にわたつて軟禁していたのは、山本巡査が、刑事事件の容疑者の逮捕に伴う、いわゆる職務執行という合法的な大学構内に対する立入りによつてこれが発生したものであると報道されているのであります。従つて、これに対する学生の行動は、まことに合法に対する非合法的な処置に出たものではないかと思われるのであります。この点に対する文部省における調査の結果を明らかにしていただきたいのであります。最高学府の学生が千人近くも本事件に参加いたしまして、学校当局が、この間において学生を説得する力がなかつたのであるかどうか。いやしくも全国の父兄から学生を預かつている大学当局としては、この点に十分なる責任を盡すべきであろうと思うのでありますが、これに対して、早稲田大学においてはいかなる措置がとられたか。これに対する文部大臣の調査の結果をあわせて御報告賜わりたいのであります。

次に、大学事件について常に問題の

中心になるのは、いわゆる次官通達の問題であります。本件は刑事事件の被疑者の逮捕の過程において惹起されたものでありまするがゆえに、本文部次官の通達には何らの関係なく、いわゆる大学自治の中には入らないと考えられるのであります。これに対する文相の御見解はいかがであるか、この点も明らかにしていただきたいのであります。さらに根本的な問題といたしましては、この次官通達がしばしば各大学において問題になるのでありますが、これに対する知識の普及徹底について、文部省はこれまでどのような努力を払われて来ているか。さらに基本的な問題としては、いろいろ情勢のかわつた今日、この次官通達によつて大学の自治が全うされるかどうかという点に対する文相の意見をただしておきたいのであります。

最後にお尋ねいたしたい点でありますが、最近は、先にも申し上げまするがごとくに、大学内の学生運動が往々にして暴力化的傾向をとつておることであります。文相は、文教の一般の責任者であります。これに対していかなる対策を有せられるか、この点に対する文部大臣の御所信を承つておきたいのであります。

第二には、警察側の問題として、法務総裁に承りたいのであります。本早稲田大学事件は、当日午前一時過ぎ、実力行使の過程において惹起されたものでありますが、これがため合計九十余名の負傷者を出しておるのであります。当夜、警官と大学当局との間に、あるいはまた学生を交えて、いわゆる三者会談が催されたようでありますが、元来かくのごとき実力行使は合法的に行われたものであるかどうか、また、かかる警察官の行動が、実力行使が、合法と認められるには、その限界はどこに求められるか、これに対する法理的な見解を、まず法務総裁に承つておきたいのであります。

第二には、いわゆる全学連の中には破壊的共産主義者がおるように世間には伝えられておるのであります。今後学園の騒擾化を企図するとき、かかる点を顧慮いたしまする場合には、当然学園内のパトロール、あるいは学生の逮捕、研究室等における捜査等が必然的な問題として提起されると考えられるのでありますが、かかる場合、かかる警察官の行動の合法性の限界はどうであるか、これに対する一般的見解を法務総裁にただしておきたいのであります。

ひとり、かくのごとき大学構内における事犯ばかりでなく、最近は破壊活動防止法案が審議されておるがごとくに、社会多方面において暴力主義的行動が激化しておるのであります。治安の最高の責任者である法務総裁としては、これに対する警察制度そのものについて根本的な改革の御意見があるかどうか。これによらずんば、日本の講和以後、独立以後における治安の確保が全うできないではないかという社会の不安を一掃するためにも、この点に対する法務総裁の御意見を最後に承つておきたいのであります。（拍手）

〔国務大臣天野貞祐君登壇〕

○国務大臣（天野貞祐君）　第一に、この事件は計画的か、突発事件か、こういうお尋ねでございますが、私は、今まで調べたところでは、これは突発事だと推定いたしております。

第二に、職務執行のために警官がおもむいたのであるから、この学生の行為は非合法ではないかというお尋ねでございますが、これは確かに学生が行き過ぎたことで、非合法だと思います。それから学校当局には説得力がなかつたのかということでございます。これは突発のことで、非常に学校当局は努力をされたのでありますが、十分にそれをしづめることは、急にはできなかつたのであります。

第三番目に、この事件は次官通達によるかということでございますが、次官通達には入りません。

第四番目に、普及徹底に努めているかということでございますが、この点につきましてはまだ十分でなく、学生も、いわゆる次官通達というものを誤解しておると思います。すなわち、これが集会あるいは集団示威行進に関するものであることを十分理解していない点があつて、この点は十分徹底させたいと考えております。それから、これで足るかということでございますが、この次官通達ではおおい切れない面がありますから、それは今後警察側ととりきめたいと思つて、すでに話を進めております。

第五番目に、暴力化の対策はどうだということでございますが、これは決して実力的にはできないと思つております。教育的にやるよりしかたがないという考えでございます。

〔国務大臣木村篤太郎君登壇〕

○国務大臣（木村篤太郎君）　まず、去る八日の早大事件はまことに遺憾に存じます。

ただいま佐瀬委員から、実力行使の限界いかんという御質問がありましたが、いわゆる警察官の実力行使は、警察官等職務執行法に基いてこれを執行しております。（拍手）

早稲田大学における警察官の暴力行為に関する緊急質問（受田新吉君提出）

○議長（林讓治君）　早稲田大学における警察官の暴力行為に関する緊急質問を許可いたします。受田新吉君。

〔受田新吉君登壇〕

○受田新吉君　私は、日本社会党を代表いたしまして、今回の早稲田大学におきまする警察官の暴力的行為に対しまして緊急質問をいたしたいと思うのであります。

今回の早稲田事件が、従来の類似の各大学事件とともに国民の非常な関心のもとに立たされておることは、御承知の通りであります。私も、昨日党を代表して早稲田大学当局へ伺いまして、当時の責任者である佐々木教育学部長並びに滝田学生厚生部長と面接いたしまして、その実情を聴取し、さらに神楽坂警察署の責任者に実情をお聞きし、同時に本朝以来、田中警視総監の出席を求めまして、その警視庁側の意見をお聞きしたのであります。しかしていただいま皆様の前に――この三者の立場と同時に、学生諸君の言い分を加えまして判定した結論は、次の通りであります。

今回の早稲田事件が、従来の類似の大学事件と特に違うところは、学生諸君がきわめて紳士的に、きわめて民主的に行動をし、警察官の暴力的行為に対しても、これに対し常に無抵抗を続けたということであります。（拍手）純真にして、かつ学理を愛するこれら学生諸君は、特に自重自愛いたしまし

て、警察官に対抗いたしました。この早稲田大学問題も、実はその事件の発端でありまするところの一警察官つるし上げ事件より検討いたしまするときに、このつるし上げ当時におきましては、いささか学生諸君にも感情の激発が伴つて行き過ぎのあつた点につきましては、私もこれを認めざるを得ないのであります。しかしながら、その後におきまして、この問題は、学校の最高責任者でありまする学部長並びに学生厚生部長が直接これを引継ぎまして、警察署の最高責任者である署長代理もしくは署長と会談をいたしまして、平穏裡に交渉を進めて参つたのであります。しかるに、伊藤神楽坂警察署長は、この学園の責任者である両名に対しまして、簡単なわび状を出すことにはやぶさかではない、このわび状は、学園の責任者の手を通じないで、直接この捜査に当つたという点は認めざるを得ないという意味におきまして、署長は当該刑事に対しまして、わび状を書かすことに同意をしておられたのであります。そのわび状を書くことによつて事態が急速に好転することを認めました学校当局は、すみやかに警察の好意ある回答を求めたのであります が、午前一時過ぎになりまして、この友好的に進められました警察署長との会談の途中において、突如として警察隊約五百名が、平穏にその情報の発表を、平地にひざまづいて待つている学生諸君のところへ乗り込みまして、有無をいわせず、一方的に暴力を振つたのがこの事件の真相でございます。

私は、この問題について、警察側の言い分もある程度これを了とする点のなきにしもあらざることは認めますけれども、結論として、警察が一方的暴力行為に終始したという点は、ぬぐうべからざる事実であります。（拍手）しかも、この暴力的警察隊の諸君は、その目的を逸脱いたしまして、学園の窓ガラスを次から次とぶち破り、学校の最高責任者でありまする学部長や学生厚生部長をさえ逮捕いたしまして、これに暴力を加えるという事実が発生したのであります。（拍手）平穏のうちに学園の責任者と警察署長が会談をしておる最中に、一方的に暴力行為をなすことが、はたして民主国家の警察の行動と言えましようか。（拍手）さらに、これら学園の負傷者たちは、警察官諸君によつて傷つけられたのを検庭に横たえておつたのでありますが、警察官の諸君は、一応目的を達成するやいなや、一斉に勢ぞろいして退去し、残された負傷者たちは、血を流して検庭に倒れておつたのであります。（拍手）これら負傷せる学徒を救済する道も講ぜずして引揚げた警察官が、人道的に人民の生命、財産及び身体を保護する最高責任者と言えましようか。私は、これらの事実に対しまして、ここに次の諸点を、文部大臣並びに法務総裁に緊急質問をする次第でございます。

第一に、この早稲田大学事件は、従来の大学事件と異なつて、無抵抗主義に終始したと思われる平穏なる行動をやつた学生諸君に対して、一方的に加えられたところの暴力弾圧であるということを文部大臣はお認めなさるかどうか。（拍手）本日早稲田大学におきましては、島田総長の名におきまして、声明書が堂々と校内外に掲げられております。その声明書には、学園の自治、民主化を擁護するために、学園の自治を守るために、断固警察の暴力的行為を排撃するという主張が堂々と述べられておるのであります。（拍手）この島田総長を中心とする早稲田大学当局の声明を文部大臣は支持せられますかいなか、お伺いしたいのであります。（拍手）この早稲田大学当局の声明に対し、法務総裁はいかなる考えを持つておられるか、お答えをいただきたいのであります。

次に、われ〳〵は、独立国家となつた、このはえある日本の前途において、警察そのものが——人民の生命、身体、財産を保護すべき責任者たちが、みずから暴力行為を振つて国民を傷つけようとするこの根本に横たわるものは、特権的支配独善の政治が、やがては破壊活動防止法案の無修正通過などという方向へおもむこうとする危険があることを、多分に予期するのであります が、政府は、自治体警察は市民みずからが守るものであり、お互いの力によつて警察を守つて行こうという自治体警察の本質を逸脱いたしまして、権力一本やりの警察に方向づけられておるこの現実の警察を、このまま見のがそうとせられるかどうか、お尋ねいたしたいのであります。（拍手）

さらに、最近頻発する警察官の武器使用の問題を、関連して質問したいのであります。この席におきまして、法務総裁は、メーデーにおいて、警察官の行動はきわめて遠慮であつた、実はもつと〳〵やつてもらいたいところであるということを声明しておられたのでありまするが、このとはつらつが今回の平穏なる早稲田大学事件にまで及んで、そのときの警察官の一人は、メーデーのときの腹いせだ、やつつけろと叫んだり、学校の責任者たちであるといなとを問わず、十把一からげにやれというような、暴力的な言葉を使つておるのであります。（拍手）一国の治安を維持し、首都の警察権を擁護する立場にある東京都の警察官といたしましては、まことに遺憾な軽挙、暴言であります。

私は、この問題について、政府は共産党弾圧に名をかりまして、学園の不穏分子弾圧に名をかりまして、まじめな学生運動を暴力抑圧いたしまして、せつかく民主的に強く立ち上ろうとする、若き純真なる学徒に対しまして、その前途をはばみ、官民の離間を策し、特に警察をして、親しむべき警察でなく、憎むべき警察という、非常に悲しむべき心情を植えつけることを憂えるものであります。（拍手）この点につきまして、文部大臣は、学園の自治を守るために、学生諸君の研究の自由を確保するために、学園内における今後の警察権の行使の分野について、早急に警視総監そのほか治安関係の責任者たちとともに具体策を案じ、これらの学生諸君の前途に光明を与えて、その発展を期する用意があるかないか、これをお伺いしたいのであります。

最後に、特にこの際お尋ねしておきたいことは、今回の事件において、大学当局は莫大なる損害を受けたのであります。窓ガラスを破壊され、及び学徒たちの負傷続出する この現状に対しまして、政府はいかなる損害賠償の責任をとろうとせられるのであるか。（拍手）さらに、先ほど文部大臣から、学園の動きは一時的なものであつたという答弁があつたのでありまするが、しからば、この事件の責任者——警察の一方的実力行為に対するところのこの責任者処断の方策については、いかなる態度を持つておられるか、これを法務総裁に伺いたいのであります。

以上、きわめて簡単でありましたけれども、今回の早稲田大学事件が、真に民衆を守る警察でなく、民衆に暴力を振い、平和を破壊する警察行為であつたという点において、われら民主的に選び出された国会議員は黙視することあたわず、平和と民主国家を建設するために、断固政府の適切なる処断を要望いたしまするとともに、少くとも今後かかる事件が絶対に撲滅されるように、真に平和愛好国家として前進できるように、政府の責任ある答弁を要求いたしまして、私の緊急質問を終りたいと思うのであります。（拍手）

○国務大臣（天野貞祐君）　第一に、学生の態度につきましては、学生は、ただいま申しましたように、次官通達というものを十分理解していないことから少し行き過ぎがあつたということは認めざるを得ません。けれども、大体として、非常に自重して穏やかであつたということは、私もこれを承認いたすものでございます。総長の声明については、まだ報告を得ておりませんが、新聞紙で見た限りにおいては、大体これを了承するものであります。（拍手）

それから第二番目に、警察につきましては、大学は治外法権ではございませんけれども、大学という学園の性質上、その警察権の行使については、ことに現在のような社会状況のもとにお

いては、十分用意周到にやつてもらいたいと思います。（拍手）

第三番目に、警視総監と相談をするということにつきましては、次官通達をもつてしては、まだおいきれない部分については、すでに相談を始めておるのでございます。

〔国務大臣木村篤太郎君登壇〕

○国務大臣（木村篤太郎君）　事件の真相につきましては、先刻佐瀬議員に対してお答えした通り、ただいま東京地方検察庁において、すみやかに調査中であります。いずれその調査が判明次第、相当の措置をとろうと考えております。

第二に、学園の自由はこれを尊重すべきものであることは当然であります。しかしながら、破壊活動の温床となるようなことがあつては、これは国家治安維持上許すべからざることであります。この点については、われ〳〵は将来相当の考慮を払わなくちやならぬと考えております。

メーデーにつきましては、当時の警察官の処置はきわめて消極的であつて、決して大衆を挑発するような行動はなかつたと確信しております。

総長の声明につきましては、私は何ものも言うべきものはありません。

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関する決議案（尾関義一君外三百八十二名提出）

（委員会審査省略要求中件）

○福永健司君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、尾関義一君外三百八十二名提出、簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長（林譲治君）　福永君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林譲治君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。椎熊三郎君。

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関する決議案

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関する決議

さきに第五回国会において院議をもつて、簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用を郵政省へ復元するよう要望したるに対し、政府は、善処方言明せるにかかわらず、未だその実現をみないことはきわめて遺憾である。

よつて政府は、院議の通りただちにこれが実施をなすべきである。

右決議する。

〔椎熊三郎君登壇〕

○椎熊三郎君　私は、ただいま議題となりました簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関する決議案の趣旨を、ごく簡単に御説明申し上げたいと存じます。

まずその案文を朗読いたします。

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関する決議案

さきに第五回国会において院議をもつて、簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用を郵政省へ復元するよう要望したるに対し、政府は、善処方言明せるにかかわらず、未だその実現をみないことはきわめて遺憾である。

よつて政府は、院議の通りただちにこれが実施をなすべきである。

右決議する。

積立金の運用を郵政省へ復元するよう要望したるに対し、政府は、善処方言明せるにかかわらず、未だその実現をみないことはきわめて遺憾である。

よつて政府は、院議の通りただちにこれが実施をなすべきである。

右決議する。

本決議案は、尾関義一君外三百八十二名の提出でございまして、新憲法以来、かくのごとき大賛成を得ておる決議案は今回が初めてでございます。私は、この趣旨を弁明するにあたりまして、自由党、改進党、社会党両派その他を代表して趣旨を弁明するのであります。共産党だけは何らの関係もございませんので、特に御注意申し上げておきます。従いまして、改進党、社会党までの各派を通じての代表でありますから、各党それ〴〵イデオロギーの違つておる政党を代表するのは、なか〳〵容易ならぬことでございます。従つて、各党の共通の点、最大公約数の点に立脚して御説明申し上げるので、改進党だけ、あるいは椎熊三郎だけの発言ではないのでございまして、心ならずも、はなはだなまぬるい説明をしなければならぬことになつております。従つて、政府におかれましても、さほど気に病むこともなかろうかと存じますから、御安心あつてしかるべきかと思います。（拍手）

さて、そも〳〵簡易保険並びに郵便年金の積立金の金額というものは、これら両事業の責任準備金なのであります。この責任準備金は、保険事業を運営するものそれ自体において管理運営せらるるのでなければ保険事業の完璧を期することのできないことは、諸君御承知の通りであります。これは国営たると民営たるとを問わない。わが国の実例におきましても、保険の募集と積立金の運用とを別個にした例がございまして、それらの保険事業はことごとく衰退しておるのでございます。

簡易保険は、御承知のごとく三十数年の歴史を持つております。戦時中、特別の措置として、一時大蔵省にこの積立金の運営が移管されましたけれども、終戦後ただちにこの変態的状態を矯正いたしまして、逓信省に復元したのであります。しかるに、当時占領治下にありまして、関係方面の指示によつて、これが再び大蔵省の所管とかわつたのでありますけれども、保険業自体、簡易保険、郵便年金を運営しておる従業員はもとよりのこと、これを活用しておる地方民も、これらを批判的に見、政治家も実業家も、このような状態では、歴史ある日本の簡易保険事業というものを完璧に発展せしむることができないのではなかろうか、一日も早くこれを郵政省に復元せしむべしという意見は、満天下の輿論でございます。（拍手）

本衆議院におきましても、さきに第五国会におきまして、この積立金を当時の逓信省に復元すべしとの決議案を、満場一致で可決しております。その後も、同一趣旨の決議案を一回可決しております。前後二回に及ぶ決議が両院を通つておるのであります。しかるにもかかわらず、昭和二十一年、関係方面から指示があつて以来、幾多の問題を起してはおりましたが、遂にドツジ書簡によつて動きのとれないことになりました。

実は政府におきましては、二十四年の九月にこれを郵政省に移管することに閣議は決したのであります。この閣議の決定に基きまして、二十五年七月、予算編成にあたりましては、この大蔵省が所管しておる積立金を郵政省に移管するという建前で、二十六年度の予算は編成したのであります。しかるにもかかわらず、これが関係方面の圧力によつて、そのことが実現を見ませんで、遂に昨年の三月には、資金運用部資金法なるものが成立して今日に至つておるのであります。内容については、すでに諸君御承知の通りであります。くだ〳〵申し上げません。

そこで、先般も郵政委員会などにおきまして、このことが活発に論議せられました。とき、あたかも、簡易保険契約金高の増額の案が郵政委員会にかかつておりました。当時、院の内外を問わず、この問題に注意を払われておりましたが、民間保険業者は、今まで五万円であつた保険契約高を八万円にするということには反対でございます。衆議院におきましても、参議院におきましても、委員は、各党を通じて増額に反対のものは一人もおりません。しかも、郵政委員会におきましては、十万円に上げようという案が大体多数の賛成を得ておつたようであります。政府原案は八万円、これを十万円にするか、原案通りにするか、重大なる政治問題が起りました時分に、有力なる自由党の郵政委員からは、今度はこの政府の原案通りにきめてもらわれまいか、そのことをきめることによつて、かねて懸案であつたところの積立金は、大臣の責任においてこれを大蔵省から郵政省へ復元させる、その了解は

ほぼついた、大臣もそれを決意しておる、それを促進せしめるために、本案は八万円でとどめてくれという政治的の妥協があつた。

私は、八万円を十万円にすることもわれ〳〵の望むところだが、それよりも、さらに積立金を郵政省に復元せしむることの方が重大な問題であるので了解いたしました。社会党の受田君等とも相談いたしまして、これは原案をのもうじやないか、一刻も早く積立金の復元を期待しよう、そういうことで、本院は、あの保険金額増額の案は、政府原案通り通過しております。従つて、これの政治的責任から申し上げましても、一日も早く佐藤郵政大臣はこの実施に御努力なされなければならぬはずであります。

〳〵承れば、最近郵政省内におきましては、この復元に関する法律の草案さえ成立したということで、私は、きのうの閣議を注視しておりました。閣議にこれは上程せられて、きのうの閣議で当然決定することであると信じておりましたが、いかなる理由が留保されたということぞ、非常に私は憂慮いたしました。聞くところによれば、来る火曜日の閣議には必ずきめてみせるという郵政大臣の御決意だそうであります。一応私は郵政大臣の政治力を信頼申し上げて、これを期待いたします。

本決議案と同一趣旨の決議案が、昨日参議院で満場一致可決されました。共産党も、珍しくこれに賛成したということです。本決議案も、三百八十二名の多数の提出でございますから、おそらく共産党以外の方々は各党とも賛成でございましようが、いつも反対したがる共産党といえども、もし御賛成ならば、それを拒絶するものではございません。どうか満場一致をもつて通過することができますれば、私は仕合せだと思います。理由はくどくしく申し上げません。第五回国会以来院議決定、すでに政府の方針としても決定しておるこの問題、占領治下ではない、講和條約の効力が発生した、自主独立の日本といたしましては、この外部的圧力というものはないのでありますから、本院の議決と政府年来の主張を貫徹せしむる意味におきまして、少くとも本国会閉会中に移管に関する法律案を提出せられんことを郵政大臣に要望いたします。

頗わくば本決議は全会一致をもつて可決せられんことをお願い申し上げて、趣旨弁明にかえた次第であります。

○議長（林讓治君）　採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林讓治君）　御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案（内閣提出、参議院回付）

○議長（林讓治君）　参議院から、内閣提出、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案が回付されております。この際議事日程に追加して右同付案を議題とたすに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林讓治君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案の参議院回付案を議題といたします。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年五月九日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林讓治殿

（小学及び――は参議院修正）

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

附　則

1　この法律は、公布日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の効力発生の日から施行する。

2　この法律施行の際、連合国最高司令官の要求に基いて現に使用している土地等で、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の効力発生の日から九十日を経過した後、なお引き続いて駐留軍のために使用する必要があるものについて、土地等の所有者及び関係人との間に使用についての協議が成立しないときは、調達局長は、この法律施行の日から九十日以内に、使用しようとする土地等の所在、種類、数量及び使用期間を土地等の所有者及び関係人に通知して、六月をこえない期間においてこれを一時使用することができる。

3　調達局長は、前項の場合において、土地等の所有者及び関係人の請求があるときは、自己の見積つた損失補償額を払い渡さなければならない。

4　第二項の規定によつて土地等を一時使用した場合においては、土地等を使用することに因つて生ずる損失を土地収用法第六条第一節（第七十一條、第七十八條、第七十九條及び第八十一條を除く。）の規定に準じて補償しなければならない。この場合において、損失の補償は、使用の時期の価格によつて算定しなければならない。

5　第三項の規定によつて支払つた損失補償額は、前項の規定による損失補償の金額の内払とする。

6　第四項の規定による損失補償について、調達局長と損失を受けた者との間に協議が成立しないときは、損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に対し、裁決を申請することができる。

7　調達局長は、第二項の規定によつて土地等を一時使用する場合において、その使用期間が満了したときは、遅滞なく、その土地等をその所有者に返還しなければならない。

8　前項の場合においては、土地等の所有者は、調達局長に対し、土地等を原状に回復することを請求することができる。但し、当該土地等が第四項の規定により土地収用法第七十三條後段の規定に準じて補償されたものであるときは、この限りでない。

9　第十條及び第十二條の規定は、第七項の規定により土地等をその所有者に返還する場合について準用する。

10　調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二條の三第二項を同條第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同條第一項の次に次の一項を加える。

2　中央不動産審議会は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第　号）第十二條第二項（同法附則第九項において準用する場合を含む。）の規定により、内閣総理大臣の諮問に応じ、意見を述べることができる。

○議長（林讓治君）　採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林讓治君）　起立多数。よつ

七参議院の修正に同意するに決しました。

第一　電源開発促進法案（水田三喜男君外五十一名提出）

○議長（林讓治君）日程第一、電源開発促進法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。通商産業委員長中村純一君。

電源開発促進法案

電源開発促進法

目次

第一章　総則（第一條―第六條）

第二章　電源開発調整審議会（第七條―第十一條）

第三章　電源開発株式会社（第十二條―第三十八條）

附則

第一章　総則

（目的）

第一條　この法律は、すみやかに電源の開発及び送電変電施設の整備を行うことにより、電気の供給を増加し、もつてわが国産業の振興及び発展に寄與することを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「電源開発」とは、発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良をいう。

（電源開発に関する総合調整）

第三條　経済安定本部総裁は、電源開発の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、国土の総合的な開発、利用及び保全、電力の需給その他の事項を考慮して関係行政機関の施策及び計画の総合調整を行うものとする。

第四條　国の行政機関の長は、河川法（明治二十九年法律第七十一号）その他の法令の規定による他の行政機関の処分が、電源開発の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事項を所管する国の行政機関の長に対し協議することができる。

2　国の行政機関の長は、前項の規定による協議をした場合において必要があるときは、経済安定本部総裁に対し、その旨を申し出て、総合調整を行うべきことを求めることができる。

3　経済安定本部総裁は、前項の規定により総合調整を行うべきことを求められたときは、電源開発調整審議会の審議に付さなければならない。

（資金の確保）

第五條　政府は、電源開発及び送電変電施設の整備（以下「電源開発等」という。）に必要な資金の確保に努めなければならない。

（公共事業の施行及び費用の負担）

第六條　国又は地方公共団体は、公共の利益のため河川、湖沼又は道路に関して国又は地方公共団体が施行する工事（以下「公共事業」という。）が電源開発等と密接な関連を有する場合においては、電源開発等を行う者に対し、当該公共事業の施行を委託することができる。

2　前項の規定により委託する場合における公共事業の施行のため必要な費用の負担の方法及び割合は、政令で定める。

第二章　電源開発調整審議会

（設置）

第七條　経済安定本部に、電源開発調整審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第八條　審議会は、左に掲げる事項をつかさどる。但し、第二号から第四号までの事項については、第四條第三項の規定によりその審議に付せられた場合に限る。

一　電源開発基本計画に関し調査審議すること。

二　電源開発を行う者の決定に関し調査審議すること。

三　電源開発の規模、方式等に関し調査審議すること。

四　電源開発のための水及び土地に関する権利の調整に関し調査審議すること。

五　第六條第二項の規定による費用の負担の方法及び割合の基準を作成すること。

六　前各号に掲げるものの外、電源開発の促進及び総合調整に関し必要な事項を調査審議すること。

（組織）

第九條　審議会は、会長及び委員十人をもつて組織する。

2　会長は、経済安定本部総裁をもつて充てる。

3　委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一　大蔵大臣

二　農林大臣

三　通商産業大臣

四　建設大臣

五　経済安定本部総務長官

六　公益事業委員会委員長

七　地方自治庁長官

八　電源開発に関し学識経験を有する者のうちから、経済安定本部総裁が任命する者三人

4　会長及び委員は、非常勤とする。

（関係都道府県知事の意見の聽取）

第十條　審議会は、その所掌事務を処理するため必要があるときは、関係都道府県知事の出席を求め、その意見をきかなければならない。

（政令への委任）

第十一條　この法律に定めるもの外、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章　電源開発株式会社

（会社の目的）

第十二條　電源開発株式会社（以下「会社」という。）は、政府の定める電源開発基本計画に基き、電源開発のうち、その規模が大であり、又は国土の総合的な開発、利用及び保全に関し特に考慮することを要するものであるため、政府において会社が行うべきものと定めたものをすみやかに行い、電気の供給を増加することを目的とする株式会社とする。

（事務所）

第十三條　会社は、本店を東京都に置く。

2　会社は、必要な地に支店又は出張所を置くことができる。

（株式）

第十四條　会社の発行する株式の総数は、一億株とする。

2　会社の株式は、額面株式とし、一株の金額を千円とする。

3　政府は、常時、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当る株式を保有していなければならない。

4　会社は、その設立に際し、五百万株を発行するものとする。

5　会社は、新株を発行しようとするときは、主務官庁の認可を受けなければならない。

（利息配当の特例）

第十五條　会社は、開業前に利息の配当をすべきことを定めた場合においても、政府の保有する株式については、利息の配当をすることができない。

（商号の使用制限）

第十六條　会社以外の者は、その商号中に電源開発株式会社という文字を使用してはならない。

（役員）

第十七條　会社に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事五人以内及び監事二人を置く。

第十八條　総裁は、会社を代表する。

2　副総裁は、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3　理事は、総裁及び副総裁に事故があるときは総裁の職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときは総裁の職務を行う。

4　監事は、会社の会計を監査する。

第十九條　総裁、副総裁、理事及び監事は、内閣が任命する。

第二十條　総裁、副総裁及び理事の任期は、二年、監事の任期は、一年とする。

2　総裁、副総裁、理事及び監事は、再任されることができる。

第二十一條　総裁、副総裁及び理事は、他の職務又は商業に従事することができない。但し、主務官庁の承認を受けたときは、この限りでない。

（事業の範囲）

第二十二條　会社は、その目的を達成するため、左の事業を営むものとする。

一　水力を利用する発電のための電源開発及びこれに附帯する送電変電施設の整備

二　発電施設及び送電変電施設の貸付又は譲渡

三　電気事業者に対する電気の供給

四　前各号に掲げるものの外、その目的を達成するために必要な事業

2　会社が前項第二号の規定により発電施設及び送電変電施設を貸し付け、若しくは譲渡し又は同項第四号に掲げる事業を営もうとするときは、主務官庁の認可を受けなければならない。

（社債発行限度の特例）

第二十三條　会社は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七條の規定による制限をこえて社債を募集することができる。但し、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純財産額のいずれか少い額の十倍をこえてはならない。

（一般担保）

第二十四條　会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（外貨債務の補償）

第二十五條　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三條の規定にかかわらず、国会の議決を得た金額の範囲内において、会社の外貨で支拂わなければならない債務について、保証契約をすることができる。

（土地の立入等）

第二十六條　会社は、発電施設又は送電変電施設の設置又は改良に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、その職員に、他人の土地に立ち入り、又は支障となる竹木を伐採させることができる。

2　都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者又は竹木の所有者にその旨を通知して、意見書を提出する機会を與えなければならない。

3　会社は、第一項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採させるときは、あらかじめ土地の占有者又は竹木の所有者に通知しなければならない。

4　第一項の規定により他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採する会社の職員は、都道府県知事の許可を受けたことを証明する書面を携帯し、土地の占有者又は竹木の所有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

5　会社は、第一項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採させたときは、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

（監督）

第二十七條　会社は、主務官庁が、この法律の定めるところに従い監督する。

2　主務官庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第二十八條　会社は、弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、主務官庁の認可を受けなければならない。

第二十九條　会社の定款の変更、利益金の処分、社債の募集、合併及び解散の決議は、主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第三十條　会社は、毎営業年度の事業計画を定め、主務官庁の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（役員の解任）

第三十一條　内閣は、会社の役員の行為が法令若しくは法令に基く処分又は定款に違反すると認めるときは、これを解任することができる。

（報告及び検査）

第三十二條　主務官庁は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3　第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第三十三條　前條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした会社の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第三十四條　第三十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第三十五條　会社の役員又は職員が会社の業務に関し前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、会社に対して各本條の刑を科する。

第三十六條　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした会社の役員又は職員は、三十万円以下の過料に処する。

一　第二十二條第二項の規定に違反したとき。

二　第二十三條但書の規定に違反して、社債を募集したとき。

第三十七條　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした会社の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　第二十二條第二項の規定に違反したとき。

二　第二十七條第二項の規定による命令に違反したとき。

第三十八條　第十六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　主務官庁は、設立委員を命じて、会社の設立に関する事務を処理させる。

3　設立委員は、定款を作成して主務官庁の認可を受けなければならない。

4　設立委員は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。

5　株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。

6　設立委員は、株主の募集を終つたときは、株式申込証を政府に提出し、その検査を受けなければならない。

7　設立委員は、前項の検査を受けた後、遅滞なく、各株につきその

発行価額の全額の拂込をさせなければならない。

8　前項の拂込があつたときは、設立委員は、遅滞なく、創立総会を招集しなければならない。

9　創立総会が終結したときは、設立委員は、その事務を会社の総裁に引き渡さなければならない。

10　商法第百六十七條、第百八十一條及び第百八十五條の規定は、会社の設立については、適用しない。

11　この法律の施行の際、現にその商号中に電源開発株式会社という文字を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその商号を変更しなければならない。

12　第十六條の規定は、前項の期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

13　日本開発銀行は、当分の間、日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）第十八條の規定にかかわらず、会社の株式を引き受けることができる。

14　第十四條第三項及び第十五條の規定の適用に関しては、日本開発銀行が前項の規定により引き受けて保有する株式は、政府において保有するものとみなす。

15　第四項の規定の適用に関しては、日本開発銀行が第十三項の規定によつてする引受は、政府においてする引受とみなす。

16　経済安定本部設置法（昭和二十四年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中国土調査審議会の項の次に次のように加える。

電源開発調整審議会	電源開発促進法（昭和二十七年法律第　号）の規定によりその所掌事務に属せしめられた事項を行うこと。

17　経済関係罰則の整備に関する法律（昭和二十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

別表乙号第十号を次のように改める。

十	電源開発株式会社

18　租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十條の次に次の一條を加える。

第十條の二　電源開発株式会社が、左の各号に掲げる事項について、登記を受ける場合における登録税は、これを免除する。但し、第一号及び第二号の登記については、資本の金額又は増加資本の金額のうち、政府出資に係るものに限る。

一　会社の設立

二　会社の資本増加

三　電源開発及びこれに附帯する送電変電施設の整備の用に供する土地又は建物に関する権利の取得又は所有権の保存

電源開発株式会社が発行する社債であつて、商法第三百三條又はその準用規定による拂込があつた日（売出の方法により発行した場合においては、売出満了の日）から最終の償還期限に至る期間が一年をこえるものの拂込の登記についての登録税の額は、登録税法第六條第十一号の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

19　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十九條の次に次の一條を加える。

（発電施設に対する固定資産税の税率の特例）

第三百四十九條の二　発電、送電又は変電のための家屋（もつぱら発電、送電又は変電の用に供する機械器具を収容するものに限る。）及び償却資産であつて、昭和二十七年四月一日以後に固定資産税課税台帳に登録されたものに対して課する固定資産税の税率は、登録された日の属する年の翌年の四月一日から三年間は、前條の規定にかかわらず、百分の〇・八をこえることができない。

第三百五十條第一項中「前條」を「第三百四十九條」に改める。

20　資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第九号の次に次の二号を加える。

十　電源開発株式会社の発行する社債

十一　電源開発株式会社に対する貸付

21　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　電源開発株式会社が設置し、又は改良する発電施設又は送電変電施設

電源開発促進法案に対する修正案

電源開発促進法案の一部を次のように修正する。

第八條中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　第二十二條第二項に規定する貸付又は譲渡に関する相手方及び価額等についての認可の基準を作成すること。

第九條第一項中「十人」を「十四人」に改め、同條第三項第八号を次のように改める。

八　学識経験がある者のうちから、経済安定本部総裁が任命する者七人

同條第四項を第七項とし、第三項の次に次の三項を加える。

4　前項第八号に掲げる委員（以下「任命委員」という。）の任期は、三年とする。但し、補欠の任命委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　任命委員は、再任されることができる。

6　経済安定本部総裁は、任命委員が心身の故障その他の事由に因り職務を行うに適しないと認めたときは、任期中でも解任することができる。

第十二條第一項の次に次の一項を加える。

附則第二十二項中「次の一号」を「次の二号」に改め、第十七の二号の次に次の一号を加える。

十七の三　公益事業令附則第三項の場合において、同項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法第三十條第二項に規定する電気を供給又は使用する事業を営む者については、第七十五條から第七十八條までの規定を準用する。この場合において、第七十五條第五項中「委員会」とあるのは、「通商産業大臣」と読みかえるものとする。

附則第二十二項の次に次の一項を加える。

（自家用発電事業者の土地の立入等）

22　第三項の場合において、同項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法第三十條第二項に規定する電気を供給又は使用する事業を営む者については、第七十五條から第七十八條までの規定を準用する。この場合において、第七十五條第五項中「委員会」とあるのは、「通商産業大臣」と読みかえるものとする。

附則中第二十項を第二十一項とし、第十九項の次に次の一項を加える。

20　公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一項の次に次の一項を加える。

（自家用発電事業者の土地の立入等）

十七の二　電源開発株式会社が設置し、又は改良する発電施設又は送電変電施設の貸付又は譲渡については、貸付又は譲渡の相手方及び価額等に関し審議会の作成した基準を登重して、これをしなければならない。

附則中第二十項を第二十一項とし、第十九項の次に次の一項を加える。

20　公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一項の次に次の一項を加える。

（自家用発電事業者の土地の立入等）

〔中村純一君登壇〕

○中村純一君　ただいま議題となりました電源開発促進法案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を概略御報告申し上げます。

まず提案の理由と法案の概要を御説明いたします。思いまするに、自立経済の達成ということが現下わが国の最大緊急課題であることは申すまでもないところでありますが、この目的を達成するためには、動力源の確保が絶対必要條件であります。本法案の根本精神とするところは、かくのごとき重要なる電源開発については、既存の電力会社を初め、自家発電、公営企業及び新たに設立せられんとする特殊会社等、関係機関の総力をあげて全般的かつ急速に促進し、もつてわが国経済発展の基盤を築かんとするにありまして、これによつて昭和三十年度末までに約四百八十億キロワット時を確保し、三十一年度の鉱工業生産を戰前の約二倍として、産業需要を充足するとともに、国民生活の水準向上をはかろうとするものであります。

以上の根本趣旨に基き、本法案は三章、三十八條及び附則からなつておりまするが、その骨子とするところは概略次の三点であります。

その第一点は、まず既存電力会社、自家発電及び公営企業の開発計画を極力推進するため、その資金確保につき政府が十分の努力をすることを義務づけられておることであります。すなわち、昭和二十七年度においては、特殊会社分を除くほかの開発主体の開発所要資金一千八十五億円のうち、政府関係資金より五百二十五億円を投入せんとしておるのも、かかる意図の現われにほかなりません。

その第二点は、大規模かつ国土の総合的の開発、利用、保全を必要とするような特殊地点の電源開発については、新たに特殊会社を設け、主として政府の直接資金をもつて、総合的かつ急速なる建設に当らしめようとしていることであります。なお本特殊会社は、発電関係施設の建設完了次第、逐次電力会社に譲渡または貸付けんとするものであつて、みずから発送電の運営を意図するものではなく、もつぱら電源開発のみを目的とするものであります。

その第三点は、電源開発の円滑な実施をはかるため、電源開発に関する基本計画の審議または関係行政機関の施策の総合調整のため電源開発調整審議会を設け、総合的な観点から、水利権あるいはその他の権利関係の調整を解決しようとしているものであります。

〔議長退席、副議長着席〕

本法案は、自由党水田三喜男君外五十一名の提出にかかるものでありまして、去る三月二十五日、通商産業委員会に付託されました。すでに御承知のごとく、本法案はすこぶる重要かつその影響するところが多方面にわたつておりまするので、当委員会といたしましては、経済安定、建設両委員会と連合審査会を開くことに決定し、同月二十八日、その第一回連合審査会において、提案者水田三喜男君から提案理由の説明を聴取いたしました。越えて二十九日、三十一日、四月一日、二日、三日の五日間、連日慎重なる質疑を行い、連合審査会は終了いたしたのであります。引続き、当委員会においては、四月十二日より五月八日までの間、前後七回にわたり慎重審議を重ねたのであります。その間、四月十二日に、東北電力株式会社会長白洲次郎君、同月二十四日、東京電力株式会社社長安藏彌輔君及び日本産業再建技術協会理事長久保田豊君をそれぞれ参考人として招き、その意見を聴取し、さらに四月十五日には公聴会を開き、日本化学工業協会会長原安三郎君外十四名の各界代表者に公述人として出席を求め、それぞれの立場より本法案に対する意見を徴したのであります。

次に質疑のおもなる点を簡單に申し上げますと、まず外資導入及び資金資材の見通し並びにインフレ助長の懸念なきやとの問いに対し、提案者並びに政府側より、外資導入については確信を持つておるが、その時期、金額等については、相手のあることゆえ今後のことに属する、しかしながら、外資の導入がなくとも、国内資金だけで本法案の計画は離脱を来すことはない、資材の面では、セメント、鉄鋼は十分確保可能であり、銅については若干の心配もあるが、輸出規制等により確保可能である、なおインフレのおそれはなく、かえつて経済界に好刺激を與えることになると思うとの答弁がなされました。

さらに、特殊会社の設立は、電気事業再編成の趣旨並びに自由党の政策と矛盾するものではないかとの問いに対し、提案者側より、特殊会社は、発電施設の建設完了次第、設備を既存電力会社に譲渡または貸付けて、卸売をしないことが原則であること、並びに新会社の開発出力は全国の約一割程度のものであること等から、再編成及び自由党の根本政策に矛盾するものではなく、また旧日本発送電株式会社の再現ではないとの答弁があり、次に、既存電力会社に開発を担当せしめず、新会社を設立した理由はどうかとの問いに対しては、既存電力会社による開発はもとより期待するところであるが、長期巨額の資金を要する特定大規模地点の開発は多目的の総合開発が必要であり、かつその資金の大部分は政府資金に依存すること並びに外資受入れの見地からも新会社が適当な企業形態であると思うとの答弁がありました。

次に、開発地点と採算単価いかんとの問いには、電源開発調整審議会で決定すべきものであるが、試案として、第一期計画は、石狩、北上、只見、天龍、庄、熊野、吉野の七河川、第二期計画として、只見、熊野、庄川の二期工事と、十勝、四万湖、球磨の各河川及び琵琶湖が一応考慮されておる、なお開発発電単価は、三十二年度六分配当とし、第一次送電端において一キロワット時二円七十五銭となり、既存電力会社より、割安である旨の答弁がなされ、さらにまた、電源開発調整審議会の委員の構成は民間関係者が少く、非民主的ではないかとの問いに対し、この点は修正するにやぶさかでないとの答弁がなされました。

その他論議の焦点は、電力行政のあり方、総合開発のあり方、新会社の人員構成、配当、譲渡または貸付基準、送電計画、審議会の権限等に関する質疑でありましたが、詳細は会議録を御参照願いたいと存じます。

さらに五月八日委員会を開きましたところ、自由党多武良哲三君ほか十五名より修正案が提出され、ただちに提出者多武良哲三君より提出理由の説明を聴取いたしたのであります。そのおもなる修正点は、第一に、電源開発調整審議会の所掌事項中に、電源開発株式会社の開発完了設備の譲渡または貸付の認可基準の作成に関する件を追加すること、第二点は、同審議会の構成員中、民間の学識経験者三名を七名に増員し、かつ任期を三年と定めたこと、第三点は、自家用発電業者にも土地立入り等の特権と土地収用法の適用を認めることとしたこと、以上の三点であります。

次いで、本法案の原案並びに修正案を一括議題として討論に付しましたところ、自由党を代表して中村幸八君より、国民待望の電源をすみやかに開発するため本案はまことに適切なる措置であるとの賛成意見が述べられ、改進党佐伯宗義君より、電気事業再編成の精神に反し、また電力事情の現状等より見て、本法案の内容は電力事業を破壊するものであり、さらに審議会の設置は公益事業委員会廃止の前提と見られ、これにより民主主義は破壊せられ、独裁主義となるおそれがある等の理由によつて反対意見が開陳され、続いて日本社会党加藤鐘造君より、全国を貫く送電計画を持たぬ全国一社の特殊会社は、その企業性から見ても非能率的であつて、速急開発も、豊富低廉な電力の供給も、地域差の縮小もできぬとの点をあげて反対の討論がなされたのであります。さらにまた、右本社会党第二十三控室の吉野武一君より、本案によつては豊富低廉な電力供給は望まれず、非民主的で、新特殊会社は日発再現となる等の理由により賛成し

がたいとの反対討論がなされたのであります。

次いで採決に入りましたるところ、本法案の修正案並びに修正部分を除く原案はそれぞれ多数をもって修正議決されたのであります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　討論の通告があります。順次これを許します。佐伯宗義君。

〔佐伯宗義君登壇〕

○佐伯宗義君　私は、改進党を代表いたしまして、今回上程されました電源開発促進法案に関し、わが党の所見を述べまして、深く反省を求めんとするものであります。

電力がわが国経済自立の唯一の道であることは、輿論のひとしく認めるところであります。だからといいまして、ただちにもって電源特殊会社をつくることによって達せられるというがごとき安易なものではありません。

まず第一に、電気事業再編成の経過にかんがみまして、政党政治の責任上、自由党政府といたしましては本案を提出すべきものでないと考えるのであります。顧みまするに、過去六年八箇月にわたる占領政策中、幾多の民主化が行われましたが、そのうち最も重要かつ至難なものがこの電気事業再編成の問題であったことは、天下周知の事実であります。何となれば、電気はわが国の無二の資源であり、しかもこの電気事業の企業形態をどうするかということは、電源を開発し得るか得ざるかの根本問題を含んでいたからであります。

当時、電力五分割あるいは七分割または十分割等の議論が活潑に行われましたが、中でも利害関係の最も多い日本発送電会社では、九配電会社を吸収せんとする全国一社案を主張しました。これに対して、九配電会社は、日本発送電会社を分断吸収せんとする九電力事業を主張しました。あたかも龍虎相打つがごとき恐るべき闘争を展開したのであります。そのとき、社会党は全国一社制に立てこもり、自由党は現九電力事業を主張したのであります。当時、民主党は、日本発送電の全国一社を五つの産業経済圏に分割し、九つの配電会社を、ほぼ二十九の消費社会圏に細分する、いわゆる電力五分割、配電細分化案を主張したのでありますが、しかるに、当時政府・自由党においては、電力九分割を決定いたしましたものの、この電力九分割には電源の過不足地帯ができますので、潮流主義と属地主義との絶対相いれない二つのものの対立を含んでいたのであります。このことは、生産社会と消費社会とが無限に抗争を展開いたしまする禍因をはらみまして、いずれに軍配を上げましても自由党の屋台をゆるがすごときおそれがありますので、遂に電力国会ともいわるべき第九国会の劈頭、ポツダム政令によって、潮流主義に基く電気事業の九分割が強行されたのであります。

当時、ポツダム政令の基礎をなすマッカーサー書簡の内容は発表せられず、あるいは政府の懇請による、いわゆる拝復の書簡でなかったかとさえ伝えられたのであります。これまさしく民主主義議会の根本義たる討論を避けて、衰龍の袖に隠れての斬り口令ではなかったかと、国民はいまだ愕然たる今日、いかに独立したとはいえ、きのうまで占領下にあって忠実な政府が、みずからの手で、この政令の内容を一片の法令をもって根本的に改廃せんとするがごときことは、政党政治としての政治的責任を汚すものではなかろうかと存ずるのであります。（拍手）

第二に、電気事業再編成後の現状から申しましても、軽々にこの電源開発会社をつくるべきでないと存じます。電気事業再編成の是非は別といたしましても、とまれ、昨年五月以来約一箇年間において、九電力会社は孜々営々として事業の再建をはかり、昭和三十年までには三千百数十億を投じて、約二百五十万キロワットの電源開発計画を立てまして、着々完成の段階に向っていることは認めなければなりません。すでに本年度においても八百七十億を計上し、うち政府が三百億の見返り資金を優先的に振り向けているのであります。これは、わが国の財政規模からも、産業規模からも、国民総力をあげて電源の開発に集中している事実を物語るものであります。このように、電気事業の再編成がようやくその緒につかんとしているとき、これらの電気事業に何らの関係なく、突如として全国一社の特権会社をつくることは、電源開発の門出に水を打つものでありまして、国内的にも国際的にも断じて許すべからざることと信じます。

第三には、この電源開発会社は、急速開発に適する調査機関と、技術、経営の陣容を持っていません。かかる大規模な発電事業には、これが調査研究に相当の長年月を必要とすると存じます。さらに高度の工学的技術は必要欠くべからざるものであって、一夜づくりのかき集めでは、とうていその陣容を整え得るものではありません。これらの総合的な調査と技術陣容は、電気事業の長い歴史的経緯の所産であります。あの戦争中に生まれました日本発送電といえども、幾十年にわたる電力事業を継承したものでありまして、現九電力事業におきましても、日本発送電を分散吸収することなくしては、電気事業の九分割は不可能とまでいわれたのであります。その理由は、日本発送電には計画、調査、技術の陣容の精粋が集められていたからであります。いかに国家権力をもってするも、この技術と調査研究というがごとき貴重な文化財は、権力的な支配によって一朝にして生れるものではありません。このような厳たる事実を無視して、無手で全国一斉というがごとき国家的大規模な事業会社をつくることは、あたかも教授と研究試験室とを持たないで学校を建てると同様であります。かりに学校は一夜に建設ができるといたしましても、全国一社というがごとき、最高の大学教授と試験室のごときは、一朝一夕にできるものではありません。

第四に、電源開発会社は全国を一社とすべき技術的総合性を持っていないということであります。すなわち、この開発会社の施行する特に大きな電源開発地点と目さるるところは、四国においては吉野川、本州においては只見川と鮎野川くらいのものであります。天龍川や庄川については、関東や関西の大会社で開発できない技術的、経済的理由は考え得られません。また北海道の石狩川や九州の上椎葉のごときを国策会社の開発にまつべしとするならば、九州、北海道全域を一円として発送配電の一貫経営をなしておる北海道、九州、四電力会社の意義をまったく見失うものであります。このように点在する電源開発地点、すなわち北海道と四国、九州のような、何ら技術的にも工作的にも、はたまた河川の行政的にも関係のないところまでを一事業の特権下に置かなければならない理由は、一体どこにあるのでありましょうか。

第五には、この電源開発会社の実施せんとする計画内容では、あえて全国を一社とすべき大規模なものを必要といたしません。いな、現電力事業にこそ、かかる性格が含まれているのであります。この電源開発会社が国家の権力を背景にして国民に誇示しているところは、その電源開発計画は一、二期を通じ約二千六百億円を投じ、約二百六十万キロワットを開発せんとするものであります。しかしながら、この程度の計画は、現九電力会社の電源開発計画の一部分にすぎないのであります。しかも、この資金のうち一千億を民間資金をもって引当てんとしている事実にかんがみまして、これは国家でなければならないという大げさなものではありません。すでに九電力会社は一千万キロワットの発電力を有し、二百五十万キロワットの電源の開発に着手しております。およそ電源開発会社が工事を完成するころまでには、現九電力会社では約一千五百万キロワットの電力を有するに至るであろうことは、推察するにかたくないのであります。

しかも、現電力会社は全国に送電網を張りめぐらし、発送配電を一貫し、生産即消費を独占している点において、きわめて強靭な経済力を有しております。特に関東、関西の二大電力に

おいては、わが国における二大消費力の心臓部たる東京と大阪とを抱して全国的にその経済力を集中しているのであります。それゆえに、只見川や天龍川については、東京電力は東北電力と中部電力の一部とを結集して、木曾東部を一丸とした新たな勢力下にこれを開発し得る力を持つものといわざるを得ますまい。熊野川や庄川や琵琶湖等についても、関西電力は中部、北陸、中国電力とを結集して、木曾西部を一丸とした新たな勢力下にこれを開発し得るでありましょう。かように、いずれも消費地を持ち、送電線を持っている限り、これにまさる強力な特殊会社はあり得ません。すなわち、全国一社の実質的性格は、全国一社であった旧日本発送電の重要発電と送電幹線とにこそ存立するのであって、これを除いての全国一社は成り立つはずがないのであります。ゆえに、現電力会社のほかにさらに特殊会社を設けることは、単に朝子をかぶらすごときものであって、実体のない朝子は役立たないのみか、現実を理由なく破壊するものであります。特に全国一社の性格は、国民普遍の原則から電力の公平な分配をなそうとするものでありますが、送電線こそこの役割を果すものであります。しかるがゆえに、送電線を持たず、しかも電源を譲渡し、貸与するがごとき建設的性格のものには、恒久的全国一社の性格は断じて成り立ちません。

第六に、電源開発会社は特定地点の開発を本質とすべきであって、全国一社とする必要はありません。狭い国土のうちに、河川行政と一体となり、水利と不可分の生活環境をなします電源開発は、多様性を持ちます点から、国家公共の参加した特殊会社によって行うことがよい場合もあります。かのアメリカのテネシー流域における大規模な総合開発会社が、もって範をたれているのであります。しかしこのテネシー会社は国家的事業ではありますが、テネシー流域に限られた特定会社であって、政府・自由党提案のごとく、国民から電源開発の理想を閉塞するような全国一社的なものではないところに雲泥の差があるのであります。

このように、政府の目ざす国土総合開発計画に総力をあげて集中することができまいのに、いつできるかわからない貧弱なわが国財政資金をもって、全国一社ということに拡張らなければならない理由はどこにあるでありましょう。今、もしかりに、全国一社という特殊会社でなく、特定の地点における特殊会社でありましたならば、ここに九電力会社と対等の立場に立って電源の開発に当らなければなりません。もちろん、かような場合といえども、この特殊会社は国家を背景として、資本の点においても、その他幾多の特典はあるでありましょう。しかし、民間会社は、たゆまざる創意と努力を傾け、もって事業が対等の立場に立つ限り、かかる官製事業との競争に打勝ちますことは、興論のひとしく認むるところであります。

しかるに、全国一社では能率の比較ができません。能率の比較のできないところに、きわめて高き理想の発展は求め得られないのであります。しかも、この能率の比較をしりぞけ、よりよく組織の上に席して、その無能を存続いたしますには、能率の比較のない国家全体性の背景に隠れなければなりません。世上往々にして、政党に自の前のえじきを与えてこれに勝ち得ることを知る官僚のお家芸におどるようなことがあったといたしますならば、厳に慎むべきことであろうと存じます。いわんや、わが国におけるただ一つの再建資源ともいうべき能率のみでありまして、国家の富を永遠に葬り去るがごとき全国一社は、断じて許すべからざるものであります。（拍手）

第七に、全国一社の特殊会社の設立は、わが国電力事業の発達を促進するものではありません。わが国の水という資源に対しては、大規模の電源開発は言うに及ばず、用水、排水に至るまで、その一滴に対しても国民の創造力が注ぎ込まれなければなりません。そうして、四つの島国にとじ込められた八千五百万の国民が生き抜かなければならぬのであります。しかるに、このような全国一社という特殊会社が生れます限り、わが国の電源開発はこの特殊会社のになうところとなり、さらでだに国家依存の国民感情からも、電源開発意欲は消失するでありましょう。もちろん、政府は現電力会社に対しても、また自家用に対しても、電源の開発を否定してはおりません。しかし、経済の原則は常に平等でなければなりません。かかる独裁的畸形児とともに成長することができるでありましょうか。

そもそも全国一社という概念は全体を意味し、国家普遍の観念と共通して、この種性質のものはすべて、現在はもとより将来も、ことごとくこれに包含せらるべきものでなければなりません。ゆえに、同一の性質設備を除いては、この概念は成立いたしません。現に電源開発法に、電源開発会社の名称を他に使用するを禁じているのを見ても明らかであります。（「時間々々」と呼ぶ者あり）従って、この特殊会社が生れる限り、現実の電力事業に対する行政の介入となり、ここに電源開発会社をやらせるのやらせぬのと、超国家的独裁者たる某君のふるまいをすることとなります。従って、かかる某君のような特権会社の成立する限り、現電力会社の健全な発達は望まれないのみならず、国家全体という観念的な美名のもとに、おいおいと重要な幹線部分が虫ばまれ、蝕にもろくはかない畸形児となることは、幾多の国家事業のひとしく示しているところであります。もし反対に……。

○副議長（岩本信行君）　佐伯君に申し上げます。申合せの時間が過ぎておりますから、簡単に結論をつけてください。

○佐伯宗義君（続）　わかりました。――現電力会社の勢力がきわめて旺盛であって、電源開発会社を併呑するとせば、それこそ醜を天下にさらすものであって、制がゆえに全国一社とせしか、羊頭を掲げて狗肉を売るものとして、新たなる国民の憤激を買うでありましょう。

なお私は、電力行政の問題、あるいは電源開発資金の問題、電力事業の本質の問題の四つを論述いたしまして、この反対の理由を明らかにいたしたいと存じましたけれども、定められたる時間が参りましたので、これを省略いたしまして、以上の事由によりまして、この電源開発促進法は電源の開発を促進するものではなく、まさに百害あって一利なき電源開発遅滞法であるといわざるを得ません。このことは、国民の何人によっても容易に理解さるべく、私はここに全国民に訴えて、さらに政府、自由党の三省を求めてやまざるものであります。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　小金義照君。

〔小金義照君登壇〕

○小金義照君　私は、ここに議題となりました電源開発促進法案に対して、自由党を代表いたしまして賛成の見解を述べんとするものであります。

近代国家の自立と国民生活の安定向上の基礎は電力にありと申しても、あえて過言ではないと信ずるものであります。わが国は、元来豊富な水力資源に恵まれていながら、その約三分の二と推測せられる部分が、未開発のまま、いたずらに放流せられているのでありまして、そのため年々歳々われわれは莫大な洪水の被害を受けておるようなありさまであります。さらに石炭及び石油資源の乏しいわが国が、動力源として毎年多量の石炭及び石油を消費しておるのでありますが、今後この消費量の相当部分を電力によって置きかえることが絶対に必要であります。今日ほど国をあげて電力の不足に悩まされて来ておることはありません。これはまったく戦時戦後を通じて電源の開発が適当に実施されて来なかったことに起因するものでありまして、電源開発の促進が今日ほど肝要となっておることは、いまさらいうまでもないところであります。私は、もとより現在の九つの電力会社に対しては、十分その機能を信頼し、その活動に多大の期待を寄せておるものではありません

が、今日われ／＼は、いわば電力の非常事態に際会しておるものでありまして、緊急特別の措置が強く要請せられておると見るべきであります。わが自由党が本法律案を提案いたしました根本の趣旨は、この要請にこたえて電力不足を急速に解決するとともに、治山治水と石炭資源の保存をはかるため、総合的見地から、全般的に、かつ急速に電源の開発を促進し、もつて今後の産業の振興、経済の発展、国民生活の安定向上の基盤を拡大強化せんとするものでありまして、まことに時宜に適したものと信ずるものであります。

今日電源開発を阻害している大きな原因は、まず資金難であります。また水利権獲得の競願、水の利用配分、水没地に対する補償等に関する各種権利の対立関係であります。しかして、本法律案の特徴といたしますところは、この資金調達に特別の意を注ぎ、さらに水利権その他の権利関係の調整を主眼としておることであります。

本案につきましては、幾多の論難、非難が加えられるのでありまするが、電源開発促進の急務であることにつきましては、ことごとく意見は一致いたしておるのであります。反対論の多くは、その方法論においてでありまして、その大部分は、われ／＼が本案を作成するにあたりまして、すでに十分研究もし、また論議もし盡したところで、しからざるものは、おおむね行き過ぎた御心配か、あるいは悪口雑言のたぐいでありまして、いわば方法論における意見の相違というべきであります。

論者のひとしく非難する第一点は、本案第三章に規定する電源開発株式会社の性格及びその構成、またはその機能についてでありまして、なかんずく、この会社は、旧日発、すなわち、かつての日本発送電株式会社的なものたるを免れないであろうというのでありますが、これは法文全部をすなおに読んでいただけば解決する問題であります。すなわち、本会社は、旧日発とはまつたく性格が異なるものでありまして、本法案は、その第一章総則において、また第二章電源開発調整審議会に関する諸規定において、既存の電力会社、自家発電及び公営企業による電源開発その他の施設整備に必要な資金確保について政府の努力が義務づけられており、さらにこれらの発電等を容易ならしめる方途が講ぜられておるのであります。たとえば、二十七年度のこれら既存の企業体の総開発資金を、昨二十六年度のほぼ二倍に近い一千八十五億円に増加しておるのでありまして、そのうち五百二十五億円を政府資金より投入せんとしておるのも、その意図が示されておるものであります。かくて、従来とかく計画倒れに終始していた既存の電力会社、自家発電、公営企業の開発計画は積極的に促進せられる運びとなるのであります。

本法案による第一期開発計画四百三万キロワットの内訳を見ましても、電力会社が二百四十六万キロワットで約六〇％、自家発電が五十一万キロワットで約一三％、公営企業が二十二万キロワットで約五・五％を占めており、いかに既存会社の計画促進を重要視し、これが実現に努めているかがうかがわれるのでありまして、大部分の開発を一手に掌握していた旧日発とは根本的に相違しているのであります。また本会社は、大規模なダム式地点を開発して、火力用の石炭、石油の大節約を実現すると同時に、完成発電所等につきましては、建設完了後、逐次電力会社等に譲り渡すか、または貸し付けられるのを原則といたしておりますから、この点においても、旧日発とはまつたく違つております。さらに開発電力量も、全国発電量の僅々約一割程度の寡少のものでありますから、旧日発の再出現であるという非難はまつたく当らず、この特殊会社の設立は電力再編成の趣旨並びに自由党の政策に背反するという御議論は、何らの根拠のないものと認められるのであります。

次に、特殊会社を設けず、既存の電力会社に政府資金を供給して大規模特定地点の開発をも行わしむべきではなかろうかという議論もありました。一応ごもつともののように考えられますが、数県にまたがるがごとき特定大規模地点の開発は、ひとり発電効果が大であるばかりではなく、水の持つ特別の性質から、洪水の調整、灌漑用、工業用、水道用、漁業用等の多目的効果が多大に期待され、その利用調整の複雑性と補償問題等から、單なる営利企業では開発が不可能に陥る場合が多々あると考えられますので、公共的な性格を持つた特殊会社がこれに当るのが最も適当であると見るのであります。大規模の電源開発には長期にわたつて巨額の資金を必要とするものでありまするが、既存会社の資金計画に圧迫を加えないようにするためには、現状におきましては、もつぱら政府資金に依存するほかはなく、この政府資金に対して利子の支拂いを要せざることとして、発電コストの低下をはかるということもできるのであります。政府資金の投入及び技術、資金、資材等の一元的かつ能率的活用等を考慮すれば、この種の特殊会社は一社とすることが最も適当であることも、また論をまたないところであります。

さらに、北海道から九州にわたつて散在する大規模開発地点の開発に、十分な調査資料も、また技術者の陣営も持たない、すなわち準備のないこの特殊会社が、国家の優越性を背景として開発に当るなどはおこがましい次第であると論ずる人がございますが、すでに調査も整い、技術者も日本には十分あることは、識者のひとしく認められるところでありまして、大体の開発計画ができましたからこそ本案が樹立せられたのであります。

さらにまた、この特殊会社は政府資金を吸収して、これを開発用にまわす金融的機能しか発揮しないというおそれがある、また特殊会社は非能率的であるとか、これでは外資が導入できないのではないか、発電設備等の譲渡に関して具体的な基準を示していないとか、水利権及び土地に関する権利等に対する補償の基準も具体的に示されていないとか、電源開発調整審議会の人的構成が気に食わないとか、いろ／＼な御議論もあります。これらは、おおむね運用の問題に対する警告としては傾聴に値するものと存じますが、これらの諸点をも十分考慮に入れて、われわれは修正案を添えてその万遺憾なきを期しているのであります。

このような電源開発のごとき性質の問題については、いろ／＼の案が立て得られるのでありますが、二つ以上の案を同時に実行することはできませんので、最善の案を一つ採用するほかないのであります。われ／＼は、長い間官庁側や民間側の資料に基いて、広くまた意見も徴して慎重に研究を重ね、幾たびか稿を新たにして成案に到達したものが、すなわち本案でありまして、決して一党一派のためにせんとするがごときものでないことを、ここに断言するものであります。

これを要するに、わが国電源の開発が、もはや遅疑逡巡を許さない刻下の急務であることを認識せらるる以上、すべからく小異を捨てて大同につくの襟度をもつて、すみやかに本案の成立に協力せられるべきものであると断じて、私の賛成討論を終ります。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　加藤鐐造君。

〔加藤鐐造君登壇〕

○加藤鐐造君　私は、日本社会党を代表して、ただいま上程されておりまする電源開発促進法案に反対の趣旨を述べたいと存じます。

電源開発については、われ／＼はもとより反対するものではありません。日本の自立経済達成のために、電力の急速なる開発を必要とする点については、従来あらゆる機会にわれ／＼の力説して来たところであります。しかし、今回自由党が提出された本法案のごとき、不徹底かつぬえ的なものでは、決して電源開発は促進されないと信ずるがゆえに、断固反対せざるを得ないのであります。

電源開発は、申すまでもなく、日本経済自立化の基礎であります。現在の日本経済の脆弱性は、この基礎をつくらずして本建築をしようとしたところにあるのであります。電力の復旧拡充は、終戦以来の最も大きな課題であ

り、何よりも先にその実現に努力されなければならなかつたのでありますが、資材難と、一面国際的事情によつて、それがはばまれておつたのであります。しかるに、いよ〳〵日本経済自立化の目標が定められるに及んで、電力の拡充は焦眉の急を要することとなつたのであります。一方、日発会社が集中排除法の指定を受けておつたので、これをいかにして解決するかということも前提條件となつておつたのであります。

電力は高度なる公共性を持つておるがゆえに、当然国営形態と社会化の方向においてこれを解決すべきであつたと思うのであります。国鉄公社が許されておる以上、同じ公益事業として当然許さるべきことであつたと信ずるものであります。しかるに、吉田内閣は、電力界のボスと資本家側の要求に基いて、国民大多数の反対を押し切つて、電力の九分断を敢行したのであります。そのときの理由は、電力資本家に利潤追求の自由を許さなければ能率は上らない、それによつてのみ初めて豊富低廉なる電力が供給できるということでありました。しかし、その結果はどうなつたであろうか。電力は貪欲なる政治家の完全なる独占物となり、公益性は失われて、かつて気ままな利潤追求が何らの障害なしに行われることになつたのであります。各地帯間の地域差料金のために、高率地域の需用者ははなはだしい被害を受け、各社の利己主義のために電力の融通は不円滑となり、一たび渇水期となれば供給力は半減して、国民生活に対しては不安を、産業界には大きな損失を與え、経済の発展を著しく阻害したのであります。しかも、そうした状態から生ずる会社の損失は、何ら経営面における合理化について考慮されることなく、料金の引上げによる需用者の負担にすべて転嫁されて来たのであります。会社側の利己的要求を抑制しなければならない立場にある公益事業委員会は、一方的に会社側の利益を代弁するかのごとき私益委員会と化し、政府もまた、電力危機を自己の責任にあらずとして、何らの手を打たなかつたのであります。

しかるに、昨年秋の異常渇水のために極度の電力不足の状態に陥り、重大な社会問題を惹起するに及んで、これは一に政府の無為無策の結果であるとして、非難攻撃が政府に集中したのであります。ここに及んで、政府は局章狼狽、急に安本において、政府資金を投じて電源開発をやろうとする計画が立案されたのであります。本法案は、安本案をそのままそつくり自由党が借用したにすぎないのであります。

本法案のねらいは、政府資金を投じて、大規模地点の電源開発を行うための開発会社をつくり、七人の関係閣僚と、安本総裁が任命する七人の学識経験者をもつて構成する電源開発調整審議会が、電源開発に関する一切の計画を調査、審議、決定することとし、会社の重役は総裁以下政府が任命するというのでありますから、これは明らかに一種の国家管理であります。かつて電力の国家管理をまつこうから否定した自由党の諸君が、三年たつかたたぬのに、国家管理をみずからやらなければならなくなつたという無定見は、まことにあわれむべしというほかはないのであります。

但し、この国家管理は、国民を欺瞞せんがための、まつたくいえ的なものであります。でき上つた発電所は、すべてこれを他の電力会社に譲渡または貸與するというのであるから、まつたく事業会社に御奉公するための開発会社であります。結局は、事業会社に直接金を貸すのと何ら異なるところがないのであります。これは明らかに、国家管理の仮面をかぶつて国民を欺瞞せんとするものであるとも言い得るのであります。

特に、この特殊会社をつくるにあたつて、自由党並びに政府は外資の導入を予定しておるようでありますが、このような企業性のない、かつ会社の壽命が大体十年以内と限定せられておるものが外資導入の対象とならないことは明らかであります。結局、政府資金のみでやることになると思いますが、しいてそれをやれば、他の産業資金に食い込むことになります。一箇年一千億円前後の設備資金は、大体国全体の設備資金所要額の四分の一であります。これだけを電力に集中すれば、当然造船その他の重要産業の資金計画に穴があくことになるのであります。また赤字公債を政府は発行するであろうと言う人もありますが、現在の日本の経済の状態においては、赤字公債を発行すれば、インフレを誘発し、財政破綻を来すことになります。外資導入に対するきわめて甘い考え方が本計画の致命的な欠陥であることは、何人も指摘するところであります。

それから、大規模電源開発のみをやるとすれば相当長期の調査研究期間を要するのであるが、現在急を告げておる電力の危機を解消することには役立たないし、第一、それに要する技術者や従業員が、この短命を予想される会社には集つて来ないであろうと思われるのであります。それらの点について、提案者は、他の事業会社の協力を得てやるから、事業会社の今までの調査研究を利用することができるという考えを持つておるらしいが、事業会社側は本法案には強く反対しておるので、おそらく協力しないであろうと思われるので、この面においても非常な困難が予想されるのであります。

それからもう一つの問題は、特殊会社の重役を政府が任命する点であります。結局、政府並びに與党の御用人事が行われることは明らかであります。九分断の際、政府と電力ボスとのなれ合いで、不明朗な、国民の納得しがたい人選が行われたことを考えれば、思い半ばに過ぐるものがあります。（拍手）たとえば、東北電力会長の白洲次郎君のごとき、電気のことは何も知らないが、利権あさりには天才的な手腕を持つ人が選ばれることになるのでありましよう。世人がこの開発会社の設立に深い疑惑の目を向けておるのも、そういうところにあるのであります。（拍手）

九分断が完全に失敗であつたことは、自由党の諸君も、今日心中ひそかに認めざるを得ないでありましよう。国家資本をもつてしなければ電源開発は促進されないという認識の上に立つた以上、自由党の諸君も、いたずらに面子にとらわれることなく、電力の国営について再検討すべきであろうと思います。（拍手）日発のごとき国家管理の形態において電源開発ができないと断定すべき何等の根拠も存在していないのであります。戦争中の官僚統制は、もちろん十分批判されなければならないけれども、重要資源と産業資金に乏しい戦後の日本経済においては、特に基幹産業の国営を実行することは絶対に必要であります。要は、官僚統制の弊を避けるために、民主的な運営が十分研究されなければならないのであります。

もと〳〵電気事業は、その需用層が社会全般であり、国民の九九%までが日夜これを使用するという、公益性のきわめて強い点から、また電気そのものの特殊性からも、これを現在のように分断して、独立採算制の民間私企業にゆだねることは、その企業形態として最も不適当であります。われ〳〵は、発電、送電、配電を一本にした国営の形態が最も合理的なものであると考えるのであります。（拍手）

もちろん、電源の開発もこの企業体が行うことになるのでありますが、電源の開発と同時に、電気を全国にできる限り公平かつ均等に配電するのに必要な既設電力会社の送電幹線の連絡整備と、新送電幹線建設の必要を認めるものであります。これにより、今日の電力不足と、地域差拡大防止をはかろうとするものであります。今日の電力不足は全国的なものでありますが、特に地域差の高い地域ほどこの不足の程度がはなはだしく、この地域の供給増加こそ優先して行わるべきものであります。しかるに、今回の自由党案は、送電計画をほとんど持たず、地域差の最も低い地域が、さらに国民の血税によつてできた割安な電源開発の恩恵に浴してます〳〵有利となり、一層地域差を拡大せしめることになるので

あります。こういう点においても、この案はきわめて不合理なものであるといわなければならないのであります。

以上申し述べました理由により、日本社会党は本法案に断固反対するものであります。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　横田甚太郎君。

〔横田甚太郎君登壇〕

○横田甚太郎君　電源開発に反対討論する党が電源開発に反対しているのではなく、電源開発促進を云々する自由党こそが、電気文化と今後の国民生活に理解なく、外資と自己の利得のために――法案をもてあそんでいる。貴重な日本の資金は、産業再建、日本の経済の自立のために使わねばならないのに、自由党政権は、治安費にむだ金を使い、日本の混乱をますます深く広く広げている。これゆえに、電源開発、停電さえも解決できない現状である。これを前提にして私は討論を進めて行きます。

日本人が燃料不足に悩み続けておるとき、日本におるアメリカ人のボイラーはあかあかと燃え、日本の炭坑夫が安い賃金で働かされ、掘った石炭はアメリカ人を暖め、――のために燃やし続けられていたんだ。日本人が住宅不足や防空壕住まい、間借り、交通難にあえいでいたとき、日本の主要な大建築物や大邸宅はアメリカ人によって占拠され、不愉快しごくな米人のペンキ趣味で、日本人の好みをめちゃくちゃにこわされていたんだ。寒風すさぶ厳冬に、日本人は衣料に苦しみ、はだを覆める布に不足し、冬の町をさまよつておるとき、すきま風さえ漏らぬコンクリートの室内で、日本の石炭と日本の電力を使つて、アメリカ人は、はだ着さえ着ずに過せる、調整された暖かい空気の中で、ここえて歩くわれわれをあざ笑つて見おろしていたのだ。日本の主婦が、室内の掃除にほうきさえ不足しておるとき、日本におるアメリカ人は、日本人を使つて、電気で室内の掃除をやつていたのだ。料金を払つてある日本人の電燈はつかなかつたのに、アメリカ人や、これと結んで占領下の日本で不当な利得をあげておる、日米協力への奉仕にこれ努めておる家庭や工場へは、政府と配電会社の特別な配慮で、電力は不自由なくまわされていたんだ。国民の電力は奪われ、米人のためにまわされる発送電のための費用は日本人が負担させられていたんだ。断線でおどかされ、電燈料を強奪された日本人は、ろうそくを買いに暗夜の町を走らされていたのが、日本の今までの電力行政であつたのです。

この現状で、電力を日本のものとし、これを理解し、日本のためにおのれの身をほつてでも日本の電源を開発しようという意力に満ちた日本人ができるはずはないのだ。電源開発のための有能な技能者が、かえつて日本の政治を憂い、吉田政府に言わせれば、治安対象の士になるのが日本の現在の政情なんだ。日本の先人たちが開発した日本の電力は、占領下においては、日本の立上りを妨害し、経済の民主化を阻害し、日本人を苦しめ、かえつてアメリカ人に特権を保証し、米国が利用され、逆用されて来たのだ。ラヂオはアメリカニズムの毒素を日本にばらまき、脚光はブギウギ踊う女優を照し、（笑声）映写機は俗悪なアメリカ西部劇の中に日本人を誘惑し、日本の映画をまた元のチャンバラ映画の中に逆転させた。新聞はアメリカ人の目を恐れ、日本のために書かねばならない文字を創つていたのだ。輪転機や、これをまわす電力は日本のものであつても、プレス・コードと、三百二十五号やレッド・パージは、日本の繁栄と民族の独立のための新聞を発行させなかつた。逆にアメリカは、世界支配のために日本の国土と人命を、東洋の――としてアメリカ国防のために役立たせる方向にのみかりたてていたのだ。

この条件下での日本の政治と経済は、特需と新特需にやつと望みをかけ、一部少数の買弁的利得者にわずかの売国化資金を渡し、この利につながる少数者をこまかしておるのが現状なんだ。特需、新特需でまわつた機械と電力は、朝鮮人民の――をばらまく下請のために動いていたのではないか。

思えば、占領下の政治に経済に何のいいことがあつたのだ。占領こそは、原爆で抑えた非人道的なアメリカが、日本を骨抜きにするための、日本支配の目実に使つた政治形態ではないか。――こそアメリカの実体ではないか。

このようなものに、戦争放棄の平和憲法を持つ日本人が電力を渡し、日本国土の利用を許し、――ために日米安全保障条約を結び、行政協定で縛り、破防法で国民の生気を吸い取る。これでは、日本の独立の逆を行つているのだ。独立の第一歩は、占領をきらい、占領の変形をのろい、これに対して、おのれの身を滅ぼそうとも悔いない、むしろ行き過ぎる言行があつてこそ、日本の再建は成り立つのだ。敗戦後の日本を思う日本人の魂は形成されるのだ。ここにこそ、日本の守りと日本の立上りがあるのだ。

日本に政府や警察があり、平和と独立日本の再建を念願にしているなれば、日本娘でありながら――と異国名をちようだいしながら外国人と風紀を乱す日本娘を誅得これ好めてこそ、日本の秩序も治安も確立されるのだ。にもかかわらず、日本の再建を妨げるこれらのことに対しては、政府も警察も、米軍指定の赤線区域でございますと公認するばかりか、外貨獲得のけなげな大和なでしこばかり三拝九拝するざまだ。これでは、憤激する人のできるのは当然ではないか。

日本のために学ぶ学徒に、かたき討ちだ、ばば込み、血の雨を降らし、取材のための記者をなぐり、学園教職員に傷を負わす警視庁と都下の警察に――なるものは、日本にあだ討ち制度なるものが、いつの時代になくなつたということがわかつているのであろうか。この――を処理できない自由党政権は、どこまで思い上つてしまつたのか。ワン・マン一人さえ安泰なれば、日本は安泰であると思つているのか。日本の国民の数を忘れたのか。人権蹂躙の世界の動きに逆行するつもりなのか。税をみつぐだけが民草の務めだと思つているのか。ここに現下日本の混乱があるのだ。

過去とは別な日本をつくらねばならない任務を持ちながら、おのれの尊い責任が自覚できず、占領を招いた過去の日本の戦争原因除去へと真剣な検討を続けることを怠り、日本を滅ぼした職犯、古ぼけた旧軍人、ひからびた政治家、定見のない、立居さえ不自由な外交官どもに今後の指導を願う愚かしき日本人の集団を再生している日本なればこそ、日本は平和世界につながるための努力を放棄したと酷評される原因があるのだ。世界から糾弾せられた日本の欠点を、日本の力でただす努力があつてこそ、日本は世界に対して堂々と主張し、話し合えるのだ。この努力を放棄し、アメリカの指示のままに国民の多数を困らせ、わずかの人種の繁栄のみをあせる、ここにこそ国民の激突する原因があるのだ。（「時間だ、時間だ」と呼ぶ者あり）君たちは時間の勘定もできないのか。時計を見てみろ。

この政治が、日本の国力を浪費し、電源開発を妨げているのだ。自由党政権とは、停電政権、料金――政権のことであり、公益事業委員会とは電気料金値上げ委員会のことではないか。これらの人たちが言う産業の振興とは、アメリカ――兵器の下請承認ということではないか。――兵器の製造元アメリカは、その国民生活に満足しない人民たちが激増し、鉄鋼争議、石油争議と攻撃を展開し、その産業は管をあげ、むだな金を使うトルーマン整理も秋に迫つているではないか。――吉田内閣は、産業の振興をうたつて電源開発を云々しようとしても、すでに繊維と鉄鋼は操短を云々し、油脂、化繊また過剰生産で恐慌の様相を呈しているではないか。アメリカ

や自由党の政権のごときは、電源開発というような、国民協力を必要とする、かおり高き文化生活を云々せず、激昂する国民との対立の中で——方が、がら相応であろう。

自由党よ、恥を知るなら、世界をすなおに見ろ。世界では、米国に対立し、自由党がきらう政権のもとにおいてこそ、ソ連、新中国の電源は開発され、河川は改修され、人民の自主権は回復され、国勢は隆々と盛り上つているではないか。モスクワに建つた科学の殿堂、モスクワ大学のことを知つているか。平和と幸福のために自然を改造するスターリン共産主義大自然改造計画の偉容を知つているか。蔣政権下、六十億ドルの米資で動員されなかつた中国人民が、人民政権のもとでは、淮河治水に二百数十万の動員に成功し、河は治まり、農工業は栄えつつある現状に眼をつぶるのか。この人民政権と国富のもとに招く世界経済会議には参加させぬと、アメリカ政府と日本政府が共産主義者を監視し続けていても、温厚篤実、日本の未来のために考える森風会の高良氏と、改進党の宮腰氏や、実業界の帆足氏は、モスクワの空から、日本のメーデーに祝電を打つて来ているではないか。

現下日本では、治安を乱す人々と呼ばれ、中核自衛隊、パルチザン、ゲリラ、人民軍と悪く宣伝されている人々こそが、世界のどこかで政権をにぎつたとき、皮肉にも電気文化の花を咲かせ、アメリカの侵略を一歩も入れぬ驚異的治世をやつている事実のみが証明されているではないか。

警棒は、労働者や学徒の頭をなぐるためのものか。それ以外に何に使つた。警察当局は殺人のための武器か。吉田ワン・マン氏の政治指導とは、あばれ狂つた警官に、もう一あばれのために、「しつかりやつてくれ」ということ、これが吉田政権の本質か。

このように、無定見、無自覚、日本のために考えられず、自己一家のためにのみ、営利と利得のためにのみ思いつかれた電源開発案なればこそ、十億ドルの外貨にさえすげなくされ、きつい売国条件を課せられるのだ。自由党に政治をやらせるな。資金を持たすな。彼らが持つ金は、殺人兵器を買つて、この用兵の実戦的演習のために、町の各所で人民の各層と衝突し、日本を騒乱のちまたの中に案内して行くだけではないか。五月一日の人民広場における衝突は、ワン・マン政権人殺し演習の第一歩ではないか。このようなことをしておいて、これを共産党のせいにしようとしている。必ず人民は立ち上るのだ。これは占領と自由党の治世に対する人民の怒りだ。これらの衝突は、政府の政策を改めない限りなくならない。

この必然性を知りつつ、なお準備しているのが、警察予備隊を使つての人民弾圧のための、また八ツ火の予行演習だ。自由党よ、カービン銃で撃つてみろ。五月一日の怒りは、広場に集まつた人々のみが怒つている怒りではないのだ、全国津々浦々の国民の胸に持つている怒りが一地点的に暴発されたのがこれであつたのだ。単に共産党が怒るだけではない。全国の国民大衆が怒り、今後日本のために政治する政権が確立するまで自由党に追討ちをかけるであろう。

吉田氏の顧問、自由党の意見番、君たちのおやじ古島老さえが、メーデーのあれをチャンスにして政府が反動化するようなら日本の将来はおしまいだと言つているじやないか。思い上つた自由党は、古島老が憂うる日本のおしまいの方へのみ突き進んでいるではないか。こんな政権のもとに電源開発なんかできるものか。電源を開発し、日本の産業を振興させようとする日本人は、まず現政府を打倒しなくてはならない決意にかり立てられたのが五月一日なんだ。毎日国民にけんかを吹つかける自由党吉田ワン・マン政権を倒せ。民族解放、民主連立政権のもとにこそ、日本のほしい、明るく平和な電力とその開発があるんだ。

君たちがきらうレーニンは、共産主義とは、ソビエト政権プラス全国の電化であると、人類を指導せているのだ。共産主義を悪く宣伝し、共産党弾圧に寧日なき自由党政権下で、日本のための電力が開発されるものか。電気文化の花を咲かせ、世界に栄えつつある中ソへの和平のための日本国内体制を確立せよ。これのみが日本の電力を豊富にし、雨のみに左右される、底の浅い日本の発電施設を科学的な、計画的なものにし、日本人をのうそくと電燈の二本建生活より解放し、消えない燈火のもとに平和のための産業と勉学に終始させてくれるのだ。

ソ連、中国への交易禁止のアメリカ人よりの命令を、日本の国民の力で打破り、中国、ソ連より安く買い、大量に売り、各国民共存共栄の中で日本の発展と繁栄をはかろう。平和な電気文化の中で、各人ひとしく楽しもう。この逆を行く自由党の電源開発促進法案は、できもせぬことを、文字と言葉で、御丁寧にも外資導入をこつちやまぜて、ごまかしているだけであるから、日本共産党は、この法案には絶対反対であります。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　ただいまの横田君の発言中、不穏当の言辞があつたように思いますので、速記録を取調べの上、適当な措置を講ずることといたします。青野武一君。

（青野武一君登壇）

○青野武一君　私は、日本社会党第二十三控室を代表いたしまして、ただいま議題となつております電源開発促進法案に対して、通産委員会で多武良君外十五名から出された修正案と、水田君外数十名の諸君が提出されました法案の二つに反対の意思を表明するものであります。野党各代表者の諸君から詳細に反対意見が述べられましたので、きわめて簡単に反対の意思を申し上げたいと思います。

私どもの所属する社会党は、電源開発促進そのものに反対しておるのではございません。その内容、方式に、われわれが考えておる点と非常な隔たりがありますので反対をするのであります。もちろん、電源開発促進に関連して、隣邦、たとえば中共あたりとの自主的な貿易の再開、経済の提携等が裏からがつちり結びついておらなければ、単なる電源開発だけでは、日本の産業の発展は望めません。そういう意味から、私は公共企業体の方式か、国営国家資本によるところの電源開発をやるべきである。長期経営で、電力を安く、しかも豊富に、公平に提供すべきであるということを主張しているのであります。経営内容につきましては、消費者大衆にきわめて親切にその内容を公開して、民主的に経営すべきである。これが、項目別に申しますと、日本社会党の主張の一部分であります。

私がここで特に反対意見として強調したいと思いますることは、農地、農業用水、たとえば農家、家屋だとか、そういつたものの補償が全然明確化されておりません。こういうことを質問いたしますると、自由党の提案の責任者は、それは民事上の裁判の手続によつたらいいではないか、こういう答弁であつたのであります。ダムをつくる、そうすると下流は砂地になる、あるいは貯水池をつくるために農地がそれに利用されて行く、そういう点についての補償がまるきり明確に示されておりません。少くとも電源開発会社という大きなものに対して、個々の農民や被害者の諸君が、裁判上の対決では勝つことができません。そういう意味で、私どもは委員会でこれを極力主張したのでございます。

第一に反対いたしますることは、開発地域の選定の基準がきわめて不明確である。従つて、たとえば只見川の開発ができましても、東北、関東はそれでいいでしよう。しかし、中国、九州、四国方面、特に九州は火力発電地域でございますので、この電力料の地域差というものが非常に大きくなつて、日本の産業が、その料金差によつて非常にへんぱな状態に置かれるということについても私どもは心配をして、この点を明確にしろと要求したのでございますが、それが法律案の中では全然出ておりません。

国民の負担によるところの開発は、開発の完成後に譲渡または貸付けをするという。この法案を流れておりますものは、国家資金をとりよいようにとつて来て、国民の犠牲の上に立つてこれを遂行して行こうということが明瞭に看取される。その点について、私どもは、裏から申しますると、これは、消費者国民大衆に電力料の前拂いをさせるにひとしい法案であるということが言い得るのであります。（拍手）

また、先ほど申しました農地あるいは農業用水等についての補償が、條文の中に明確に出ていない。この開発事業を遂行して参りますと、勢い総合開発区域であります吉野・熊野地域、これらは、聞くところによりますると、戸数にして二千戸が、ダム、貯水池の関係で、いわゆる犠牲になつて行く。そういう大きな問題を控えておりますが、裁判上の問題では、こういうものはなかなか片づきません。あるいは九州熊本県の球磨川にしても、約一千戸がこの電源開発のために犠牲になつて行く。こういう点について、補償という制度がこの中にございませんから、私が特にここで日本社会党を代表して強調したいと思いますることは、単独立法で、これらの犠牲になつて行くところの諸君の補償に関する法案を新たに決定すべし。あるいは農業用水であるとか、貯水池であるとか、いかだ流しであるとか、魚道であるとか、そういつたものに対する補償も全然考慮のうちに入つておりません。また利水、治水に関しても、このままで参りますと、水の流れ方の操作についてはこの大きな電源開発会社が一個でその権利を握つてしまう。天然資源である水が流れて行くその操作の権利まで開発会社がとつてしまうということは、その付近の農家の生活を極度に脅かして行くものでありますから、利水、治水、水の流し方の操作等を含めた単独立法をつくるべし。農業用水、いかだ流し、魚道あるいは家屋、農地、そういつたものに対しても、別個に補償に関する単独立法をつくるべきであるという主張を私は申し上げるのであります。

結局、電源開発調整審議会の委員は、原案を見ますと十名、経済安定本部総裁が民間人を三名選定するという規定がございましたが、多武良君外十五名の諸君の修正案が出されまして、これが十四名になりまして、経済安定本部総裁の推薦により、民間人、学識経験者三名が七名になつた。合計十四名で、半数ずつ出ておるがらいいではないかという御答弁も承りましたが、電源開発調整審議会の委員が、現吉田内閣の閣僚で七人も八人も独占せられ、吉田総理が総裁の立場に立つて民間人を七名選定しましても、その大部分は、やはり自由党政権を中心にする吉田さんの勢力をここに集中するのであります。いわゆる電源開発事業というものの実態は、吉田内閣の手によつて握り、しかも、やがて追つて来る選挙に、――ことを、われ〳〵は見のがすわけには参りません。（何を言つておるか「懲罰だ、懲罰だ」と呼び、その他発言する者多し、拍手）

昨年の暮れ、国会において、財閥同族支配力排除法が撤廃せられましてからこつち、自由党を中心にする吉田さんたちは、その側近者の諸君は、新たに一つの財閥をつくるために汲々としておるのであります。しかも、今度の電源開発特殊会社をつくるにいたしましても、ほとんど外債というものが見込みがない。たとえば、アメリカの国際資本が日本に入ることを前提にして計画をせられましたけれども、今日では、そういうことは全然予期することができなくなつて、通産委員会で私が大蔵大臣に質問しましたときに、旧電力会社の外債は、政府責任の肩がわりにおいて今残つておりまするのが四億五千万ドル、その他利子一億五千万ドル、合計六億ドル、日本の金に直して二千一百六十億円というものが、アメリカとイギリスの商社、銀行等に、いまだに支拂われておらないことが明確になりました。しかも、日本の政府は、吉田内閣は、それについて、アメリカの銀行や商会に対して何ら外債返還の手続の機関もつくつてないということも明瞭になつたのであります。こういうように、政府責任において二千一百六十億の外債がそのまま放任せられておつて、外国から電源開発の資金を入れようと考えましても、それは至難なことであります。

通産委員会に、吉田さんの側近者の一人である白洲さんが参りまして、一キロワット十万円いるとして、今日本に必要なものは二千億円、二百万キロワット程度の電力が必要であるということでございました。ところが、この法律案には、一株一千円で一億株、合計一千億円の予算である。一千億円で参りますと、たとえば白洲さんの意見を引きますと、さしあたり日本にいる電力はもう二百万キロワット、金にして二千億円いる。自由党は一千億円の原案を出された。これではたして完全に行けるかどうか。これは行けないのであります。しかしながら、アメリカの資本が入らない。外国資本が入らないと。しかもこれでやろうとするときに、ほとんどこれは国民の血税によつてまかなつて行くのである。

そういう点から考えてみると、できあがつてしまうと、特殊の会社に、自分たちの力で選定してこれを譲渡する。貸し付ける。日本の電力開発事業というものを、自由党の興党を中心に、吉田内閣が独占しようとする考え方である。（拍手）だから、公益事業委員会の松永委員長代理は、二、三日前の通産委員会で、衆議院を通つて参議院を通過したら、あくる日から私は立ち上つて反対運動をやると言つている。電産の労働組合が反対しておる、電力会社が反対しておる、国民が反対しておるときに、わずか二百八十名の興党が横車を押しても、開発なんということは絶対にできません。

これは、ただいま申しましたように、旧日発小坂系の幹部の諸君と、安本官僚と、通産官僚と、興党自由党と吉田内閣の一緒になつた一つの陰謀がこの法律案になつて出て来ておる。国民に犠牲をしいるものである。選挙の対策である。一つの財閥をつくるものであるから、われ〳〵は絶対に反対するものであります。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　青野君に申し上げます。ただいまの討論中、――云々の言辞は不穏当と存じますが、お取消しになられますか。

（「必要なし」と呼び、その他発言する者多し）

○副議長（岩本信行君）　取消されますか。

（「除名々々」「懲罰々々」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩本信行君）　青野君はお取消しにならぬようでありますから、議長は不穏当と認めまして取消しを命じます。（拍手）

これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（岩本信行君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。（拍手）

――――――――――

第二　信用金庫法施行法の一部を改正する法律案（佐藤重遠君外二十二名提出）

○副議長（岩本信行君）　日程第二、信用金庫法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長佐藤重遠君。

信用金庫法施行法の一部を改正する法律案

信用金庫法施行法の一部を改正する法律

信用金庫法施行法（昭和二十六年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第三條中「一年間」を「二年間」に改める。

第四條第四項中「二年」を「三年」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

信用金庫法施行法の一部を改正する法律案（佐藤重遠君外二十二名提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○佐藤重遠君　ただいま議題となりました信用金庫法施行法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

この法律案は、不省佐藤重遠外二十二名の提出にかかるものでありまして、信用金庫法施行法の実施の経験にかんがみまして、信用協同組合を信用金庫へ組織変更するための期間をさらに一年間延長しようとするとともに、組織変更に際しましては、出資金の最低限度を緩和する経過規定をもあわせて同じく一年間延長することといたそうとするものであります。

本案につきましては、去る七日、提出者佐久間徹君より提案理由の説明を聴取いたしまして、翌八日、質疑、討論を省略の上、ただちに採決いたしましたところ、起立総員をもつて原案の通り可決いたしました。

右御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君）　御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第三　気象業務法案（内閣提出、参議院送付）

○副議長（岩本信行君）　日程第三、気象業務法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員会理事黒澤富次郎君。

気象業務法案

気象業務法

目次

第一章　総則（第一條―第三條）
第二章　観測（第四條―第十二條）
第三章　予報及び警報（第十三條―第二十四條）
第四章　無線通信による資料の発表（第二十五條・第二十六條）
第五章　検定（第二十七條―第三十四條）
第六章　雑則（第三十五條―第四十三條）
第七章　罰則（第四十四條―第四十八條）
附則

第一章　総則

（目的）

第一條　この法律は、気象業務に関する基本的制度を定めることによつて、気象業務の健全な発達を図り、もつて災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際的協力を行うことを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「気象」とは、大気（電離層を除く。）の諸現象をいう。

2　この法律において「地象」とは、地震及び火山現象並びに気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象をいう。

3　この法律において「水象」とは、気象又は地震に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象をいう。

4　この法律において「気象業務」とは、左に掲げる業務をいう。

一　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表

二　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報及び警報

三　気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表

四　地球磁気及び地球電気の常時観測並びにその成果の収集及び発表

五　前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表

六　前各号の業務を行うに必要な研究

七　前各号の業務を行うに必要な附帯業務

5　この法律において「観測」とは、自然科学的方法による現象の観察及び測定をいう。

6　この法律において「予報」とは、観測の成果に基く現象の予想の発表をいう。

7　この法律において「警報」とは、重大な災害の起るおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

8　この法律において「気象測器」とは、気象、地象及び水象の観測に用いる器具、器械及び装置をいう。

（運輸大臣の任務）

第三條　運輸大臣は、第一條の目的を達成するため、左に掲げる事項を行うように努めなければならない。

一　気象及び地震に関する観測網を確立し、及び維持すること。

二　気象、津波及び高潮の予報及び警報の中枢組織を確立し、及び維持すること。

三　気象の観測、予報及び警報に関する情報を迅速に交換する組織を確立し、及び維持すること。

四　地震の観測の成果を迅速に交換する組織を確立し、及び維持すること。

五　気象の観測の方法及びその成果の発表の方法について統一を図ること。

六　気象の観測の成果、気象の予報及び警報並びに気象に関する調査及び研究の成果の産業、交通その他の社会活動に対する利用を促進すること。

第二章　観測

（中央気象台の行う観測の方法）

第四條　中央気象台は、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象の観測を行う場合には、政令で定める方法に従つてするものとする。

（観測等の委託）

第五條　運輸大臣は、必要があると認めるときは、政府機関（公共企業体を含む。以下同じ。）、地方公共団体、会社その他の団体又は個人に、気象、地象、地動及び水象の観測又は気象、地象、地動及び水象に関する情報の提供を委託することができる。

（中央気象台以外の者の行う気象観測）

第六條　中央気象台以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合には、政令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。但し、左に掲げる気象の観測を行う場合は、この限りでない。

一　研究のために行う気象の観測

二　教育のために行う気象の観測

三　政令で定める気象の観測

2　政府機関及び地方公共団体以外の者が左に掲げる気象の観測を行う場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。但し、政令で定める気象の観測を行う場合は、この限りでない。

一　その成果を発表するための気象の観測

二　その成果の災害の防止に利用するための気象の観測

三　その成果を公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第二條第一号の電気事業の運営に利用するための気象の観測

3　前二項の規定により気象の観測を技術上の基準に従つてしなければならない者がその施設を設置したときは、運輸省令の定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。これを廃止したときも同様とする。

4　運輸大臣は、気象に関する観測網を確立するため必要があると認めるときは、前項前段の規定により届出をした者に対し、気象の観

測の成果を報告することを求めることができる。

第七條　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第四條の規定により無線電信を施設することを要する船舶で政令で定めるものは、運輸省令の定めるところにより、気象測器を備え付けなければならない。

2　前項の船舶は、運輸省令で定める区域を航行するときは、前條第一項の技術上の基準に従い気象及び水象を観測し、運輸省令の定めるところにより、その成果を運輸大臣に報告しなければならない。

第八條　第十六條の航空機は、航行を行う場合には、その飛行中、運輸省令の定めるところにより、気象の状況を航空庁長官を経て運輸大臣に報告しなければならない。

2　前項の航空機は、その航行を終つたときは、運輸省令の定めるところにより、その飛行した区域の気象の状況を運輸大臣に報告しなければならない。

（観測に使用する気象測器）

第九條　第六條第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測に用いる気象測器、第七條第一項の規定により船舶に備え付ける気象測器又は第十七條第一項の規定により許可を受けた者が同項の予報業務のための観測に用いる気象測器であつて、第二十七條各号に掲げるものは、同條の検定又は計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四章第二節の比較検査（政府機関、地方公共団体、公益事業令による電気事業会社及び第七條第一項の船舶以外の者の受けるものに限る。）に合格したものでなければ、使用してはならない。但し、特殊の種類又は構造の気象測器で政令で定めるものは、この限りでない。

（観測の実施方法の指導）

第十條　運輸大臣は、第六條第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測を行う者又は第七條第一項の船舶若しくは第八條第一項の航空機において気象の観測に従事する者に対し、観測の実施方法について指導をすることができる。

（観測成果等の発表）

第十一條　中央気象台は、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象の観測の成果並びに気象、地象及び水象に関する情報を直ちに発表することが公衆の利便を増進すると認めるときは、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下単に「報道機関」という。）の協力を求めて、直ちにこれを発表し、公衆に周知させるように努めなければならない。

（費用の負担等）

第十二條　運輸大臣は、第六條第四項、第七條第二項又は第八條の規定により報告を行う者に対し、政令の定めるところにより、予算の範囲内において、その費用を負担することができる。

2　運輸大臣は、必要があると認めるときは、第六條第四項の規定により報告を行う者又は第七條第一項の船舶に対し、政令の定めるところにより、気象測器その他の機器を貸し付けることができる。

第三章　予報及び警報

（予報及び警報）

第十三條　中央気象台は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震及び火山現象を除く。この章において以下同じ。）、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2　中央気象台は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮及び波浪以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3　中央気象台は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第十四條　中央気象台は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2　中央気象台は、気象、地象及び水象についての鉄道事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3　前條第三項の規定は、第一項の予報及び警報をする場合に準用する。

第十五條　中央気象台は、第十三條第一項又は前條第一項の規定により、気象、津波、高潮及び波浪の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を電気通信省、海上保安庁、航空庁又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。警戒の必要がなくなつた場合も同様とする。

2　前項の通知を受けた電気通信省の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。

3　前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。

4　第一項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。

5　第一項の通知を受けた航空庁の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。

6　第一項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

（航空予報図の交付）

第十六條　中央気象台は、運輸省令で定める航空機に対し、その航行前、気象、地象又は水象についての予想を記載した航空予報図を交付しなければならない。

（予報業務の許可）

第十七條　中央気象台以外の者が気象、地象、津波、高潮又は波浪の予報の業務（以下「予報業務」という。）を行おうとする場合は、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2　前項の許可は、予報業務の目的及び範囲を定めて行う。

（許可の基準）

第十八條　運輸大臣は、前條第一項の規定による許可の申請書を受理したときは、左の基準によつて審査しなければならない。

一　当該予報業務を適確に遂行するに足る観測その他の予報資料の収集及び予報資料の解析の施設及び要員を有するものであること。

二　当該予報業務の目的及び範囲に係る中央気象台の警報事項を迅速に受けることができる施設及び要員を有するものであること。

2　運輸大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、左の場合を除いて許可しなければならない。

一　許可を受けようとする者が許可の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。

二　許可を受けようとする者が、法人である場合において、その法人の役員が前号に該当する者であるとき。

（変更認可）

第十九條　第十七條第一項の規定により許可を受けた者が同條第二項の予報業務の目的又は範囲を変更し

ようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の規定は、前項の場合に準用する。

（警報事項の伝達）

第二十条　第十七條の規定により許可を受けた者は、当該予報業務の目的及び範囲に係る中央気象台の警報事項を当該予報業務の利用者に迅速に伝達するように努めなければならない。

（許可の取消等）

第二十一條　運輸大臣は、第十七條の規定により許可を受けた者が左の各号の一に該当するときは、期間を定めて業務の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。但し、第二号の場合については、運輸大臣が許可を受けた者に対し、相当の期間を定めて、その施設及び要員について第十八條第一項第一号又は第二号に適合するための措置を執るべきことを命じ、その期間内に、許可を受けた者がその命令に従わなかつた場合に限る。

一　この法律又はこれに基く処分に違反したとき。

二　第十八條第一項第一号又は第二号に該当しないこととなつたとき。

（予報業務の休廃止）

第二十二條　第十七條の規定により許可を受けた者が予報業務を休止し、又は廃止したときは、すみやかにその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（警報の制限）

第二十三條　中央気象台以外の者は、気象、津波、高潮及び波浪の警報をしてはならない。但し、政令で定める場合は、この限りでない。

（予報及び警報の標識）

第二十四條　形象、色彩、燈光又は音響による標識によつて気象、地象、津波、高潮又は波浪についての予報事項又は警報事項を発表し、又は伝達する者は、運輸省令で定める方法に従つてこれをしなければならない。

2　中央気象台以外の者が暴風の強さ及び風向の警報事項を標識によつて船舶に周知するための施設（以下「暴風信号施設」という。）を設置したときは、すみやかにその旨を運輸大臣に届け出なければならない。これを廃止したときも同様とする。

3　運輸大臣は、前項の届出を受けたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

4　中央気象台以外の者が暴風信号施設により、暴風の強さ及び風向の警報事項を伝達する場合には、中央気象台の指示に従つてこれをしなければならない。

第四章　無線通信による資料の発表

（無線通信による資料の発表）

第二十五條　中央気象台は、運輸省令の定めるところにより、左に掲げるものを総合して作成する資料を国内及び国外の気象業務を行う機関、船舶又は航空機において受信されることを目的とする無線通信により、発表しなければならない。

一　国内及び国外の気象、地象及び水象の観測の成果

二　国内及び国外の気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報事項及び警報事項

三　前二号に掲げるものの外、国内及び国外の気象、地象及び水象に関する情報

第二十六條　中央気象台以外の者で、その行つた気象の観測の成果を国内若しくは国外の気象業務を行う機関、船舶又は航空機において受信されることを目的とする無線通信により発表する業務を行おうとするものは、運輸大臣の許可を受けなければならない。但し、船舶又は航空機が当該業務を行う場合は、この限りでない。

2　第十八條（第一項第二号を除く。）、第二十一條及び第二十二條の規定は、前項の場合に準用する。

第五章　検定

（検定）

第二十七條　運輸大臣は、左に掲げる気象測器について、この章の定めるところにより、検定を行う。

一　温度計
二　気圧計
三　湿度計
四　風速計
五　日射計
六　比重計
七　海水ビキレット
八　海水ピペット
九　雨量計
十　雪量計

（合格基準）

第二十八條　運輸大臣は、検定の申請があつたときは、その気象測器が左の各号に適合するかどうかについて検査し、適合すると認めるときは、合格の検定をする。

一　政令で定める種類に属すること。

二　運輸省令で定める構造（材料の性質を含む。）を有すること。

三　その器差が運輸省令で定める検定公差をこえないこと。

2　運輸大臣は、第三十二條第一項の型式証明を受けた型式の気象測器について、前項の検査を行う場合には、同項第一号及び第二号に適合するかどうかの検査を行わないことができる。

（検定証印及び検定証書）

第二十九條　検定に合格した気象測器には、運輸省令の定めるところにより、検定証印を附する。但し、その構造上検定証印を附し難い気象測器であつて、運輸省令で定めるものについては、この限りでない。

2　気象測器が検定に合格したときは、運輸大臣は、検定を申請した者に対し、検定証書を交付しなければならない。

（不合格の理由の通知）

第三十條　運輸大臣は、気象測器の検定の結果、不合格の処分をしたときは、その検定を申請した者に対し、不合格の理由を通知しなければならない。

（検定の有効期間）

第三十一條　気象測器の検定の有効期間は、五年とする。但し、政令で定める気象測器については、政令で定める期間とする。

（型式証明）

第三十二條　運輸大臣は、申請により、運輸省令で定める気象測器の型式について、型式証明を行う。

2　運輸大臣は、前項の申請があつたときは、その申請に係る気象測器が第二十八條第一項第一号及び第二号に適合するかどうかを検査し、これに適合すると認めるときは、前項の型式証明をしなければならない。

3　型式証明は、申請者に型式証明書を交付することによつて行う。

（手数料）

第三十三條　第二十七條の検定又は前條の型式証明を申請する者は、検定にあつては五千円以下、型式証明にあつては十万円以下の範囲内において、政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（実施細目）

第三十四條　検定証印の様式、検定証書及び型式証明書の様式及び再交付その他検定及び型式証明に関する細目的事項は、運輸省令で定める。

第六章　雑則

（気象証明等）

第三十五條　中央気象台は、一般の依頼により、気象、地象及び水象に関する事実について証明及び鑑定を行う。

2　前項の証明又は鑑定を受けようとする者は、政令の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

（刊行物の発行等）

第三十六條　中央気象台は、第十一

條に規定するものの外、一般の利用に供するため、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象に関する観測、調査及び研究の成果並びに統計を刊行物の発行その他の方法により発表するものとする。

（気象測器等の保全）

第三十七條　何人も、正当の理由がないのに、中央気象台若しくは第六條第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測を行う者が屋外に設置する気象測器又は気象、地象（地震及び火山現象を除く。）、津波、高潮若しくは波浪についての警報の標識をこわし、移し、その他これらの気象測器又は標識の効用を害する行為をしてはならない。

（土地又は水面の立入）

第三十八條　運輸大臣は、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うため必要がある場合においては、当該業務に従事する職員を国、地方公共団体又は私人が所有し、占有し、又は占用する土地又は水面に立ち入らせることができる。

2　前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地若しくは水面に立ち入らせる場合においては、あらかじめその旨をその所有者、占有者又は占用者に通知しなければならない。但し、これらの者に対し、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

（障害物の除去等）

第三十九條　運輸大臣は、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象を観測するためやむを得ない必要がある場合においては、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、当該業務に従事する職員に、障害となる植物又はかき、さく等を伐除させることができる。

2　運輸大臣は、離島、湖沼、山林、原野又はこれらに類する場所で、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象を観測する場合において、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得ることが困難であり、且つ、当該物件の現状を著しく損傷しないときは、前項の規定にかかわらず、所有者又は占有者の承諾を得ないで、当該業務に従事する職員に、障害となる植物又はかき、さく等を伐除させることができる。この場合においては、すみやかにその旨を所有者又は占有者に通知しなければならない。

（損失の補償）

第四十條　前二條の規定による立入又は伐除により損失を生じた場合においては、国は、その損失をうけた者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

2　前項の補償の額に不服がある者は、訴をもつてその増額を請求することができる。

（報告及び検査）

第四十一條　運輸大臣は、第一條の目的を達成するため必要があると認めるときは、第十七條第一項又は第二十六條第一項の規定により許可を受けた者若しくは第六條第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測を行う者の事業所若しくは観測を行う場所又は第七條第一項の船舶に、その職員を派遣して、気象記録、気象測器その他の物件を検査させることができる。

3　前項の検査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（身分証明）

第四十二條　第三十八條、第三十九條又は前條第二項の規定により当該業務に従事する職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

（特殊な業務の受託）

第四十三條　中央気象台は、その業務の遂行に支障のない限り、一般の委託により、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象並びにこれらに密接な関連のある事項についての特殊な観測、予報、調査及び研究並びにこれらの指導を行い、気象測器並びに地動、地球磁気及び地球電気の観測に用いる器具、器械及び装置の設計、製作、検定、修理及び調整を行うことができる。

2　前項の設計、製作、検定、修理及び調整を委託する者は、政令の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

第七章　罰則

第四十四條　第三十七條の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十五條　第二十三條の規定に違反して警報をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十六條　左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第九條の規定に違反した者

二　第十七條第一項の規定に違反して許可を受けないで予報業務を行つた者

三　第二十六條第一項の規定に違反して許可を受けないで気象の観測の成果を発表する業務を行つた者

第四十七條　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第十九條の規定に違反して認可を受けないで予報業務の目的及び範囲を変更した者

二　第二十一條本文（第二十六條第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者

三　第三十八條第一項の規定による立入を拒み、又は妨げた者

四　第四十一條第一項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五　第四十一條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十八條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前四條の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督がつくされたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2　この法律の施行の際、現に第六條第一項又は第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測をしている者は、この法律の施行の日から五年間は、同條第一項の技術上の基準によらないで気象の観測をしてもよい。但し、附則第六項の規定により検定に合格したものとみなされる気象測器により気象の観測を行う場合に限る。

3　前項の者は、この法律の施行の日から三十日以内に運輸省令の定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

4　この法律の施行の際、現に第七條第一項の船舶に備え付ける気象測器であつて運輸省令で定めるものは、同項の規定の適用については、この法律の施行の日から二年間は、同項の気象測器とみなす。

5　前項の気象測器を備え付ける船

船の行う気象及び水象の観測については、第七條第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から二年間は、同項の技術上の基準によらないでもよい。

6　この法律の施行の際、現に使用する気象測器であつて第九條の規定により検定又は計量法第四章第二節の比較検査に合格したものでなければならないものは、同條の規定の適用については、この法律の施行の日から五年間は、第二十七條の検定に合格したものとみなす。

7　この法律の施行の際、現に第十七條第一項に規定する予報業務を行つている者及び第二十六條第一項の業務を行つている者は、この法律の施行の日から六十日間（その期間内に許可の申請をした場合においては、許可する旨又は許可しない旨の通知を受けるまでの間）は、これらの規定による許可を受けないでこれらの業務を行つてもよい。

気象業務法案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條により ここに送付する。

昭和二十七年四月二十五日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林讓治殿

気象業務法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

○運輸委員長（黒澤富次郎君登壇）

ただいま議題となりました気象業務法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は、気象業務に関する基本的制度を確立し、国の気象業務に対する責任を法律上明確にすることによつて気象業務の円滑なる運営と健全なる発達をはかり、もつて自然現象による災害の予防または軽減、交通安全の確保、産業の振興等、公共の福祉の増進に寄與し、あわせて気象業務に関する国際的協力を行うことを目的とするものであります。

第一は観測関係でありまして、中央気象台以外の機関の行つている観測については、観測方法の統一と観測水準を高める必要から、一定の技術的基準に従つて観測するとともに、観測網の確立のため必要があると認めるものから報告を受けるように規定し、また観測網の補助的役割として、船舶、航空機からも観測結果の報告を受けるようにしたことであります。

第二は予報関係でありまして、一般予報や警報のほか、船舶、航空機に対し特殊な予報、警報を行うなど、中央気象台の義務を規定するとともに、予報業務は公安保持の観点から許可制とし、警報の発表は、中央気象台以外は原則として禁止することとしたことであります。

本法案は、去る四月一日、予備審査のため運輸委員会に付託され、同十四日政府より提案理由の説明を聴取した後、これを審査いたしたいのでありますが、二十五日参議院より本院に送付され、運輸委員会に本付託となつたのであります。

本法案審査にあたりましては、熱心な質疑応答がかわされたのでありますが、その詳細は会議録によつてごらんを願いたいと存じます。

かくて、五月七日質疑を打切り、昨九日討論に入りましたところ、日本共産党江崎一治君はその党を代表して、平和、安全保障両條約及び行政協定を破棄せざる限り本法案に反対である旨を述べられました。

右をもつて討論を終局し、採決の結果、多数をもつて本法案は原案の通り可決いたした次第であります。

以上御報告を終ります。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（岩本信行君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十三分散会

出席国務大臣

法務総裁	木村篤太郎君	文部省大学学術局長	稻田　清助君
文部大臣	天野　貞祐君	運輸政務次官	佐々木秀世君
運輸大臣	村上　義一君	中央気象台総務部長	北村　純一君
郵政大臣	佐藤　榮作君		
電気通信大臣			
国務大臣	岡東　英雄君		

出席政府委員

特別調達庁管理部長	長岡　伊八君
刑政長官	濱原　邦一君
法務府検務局長	岡原　昌男君
大蔵政務次官	西村　直己君
文部大臣官房会計課長	小林　行雄君

内閣委員

	今野　武雄君
井上　知治君	
地方行政委員	
法務委員	龍野喜一郎君
	森　幸太郎君
大蔵委員	
	高田　富之君
通商産業委員	
	永井　要造君
郵政委員	
	飯塚　定輔君
懲罰委員	
	押谷　富三君

一、昨九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員　飯塚　定輔君

地方行政委員　高田　富之君

法務委員　永井　要造君

大蔵委員　押谷　富三君

通商産業委員　今野　武雄君

郵政委員　龍野喜一郎君

懲罰委員　井上　知治君

森　幸太郎君

一、昨九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員　井上　知治君

地方行政委員　龍野喜一郎君

法務委員　森　幸太郎君

大蔵委員　高田　富之君

通商産業委員　永井　要造君

郵政委員　飯塚　定輔君

懲罰委員　押谷　富三君

一、昨九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員　生田　和平君

法務委員　森　幸太郎君

大蔵委員　高田　富之君

電気通信委員　西村　直己君

予算委員　横田甚太郎君

懲罰委員　田淵　光一君

山本　久雄君

石川金次郎君

一、昨九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員　生田　和平君

法務委員　西村　直己君

大蔵委員　石井　榮九君

電気通信委員

予算委員

懲罰委員

一、去る八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員　生田　和平君

法務委員　森　幸太郎君

大蔵委員　高田　富之君

電気通信委員　西村　直己君

予算委員　横田甚太郎君

懲罰委員　田淵　光一君

押谷　富三君

山本　久雄君

高田　富之君

一、昨九日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員　田淵　光一君

法務委員　押谷　富三君

大蔵委員　横田甚太郎君

電気通信委員　山本　久雄君

予算委員　高田　富之君

懲罰委員

一、去る八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外資政務次官　入交　太蔵

一、昨九日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

塩專売法の一部を改正する法律

一、昨九日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律

朗読を省略した報告

一、昨九日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

昭和二十七年五月十日　衆議院会議録第四十号　議長の報告

厚生省設置法の一部を改正する法律案

一、去る八日委員会に付託された條約は次の通りである。

国際復興開発銀行協定への加入について承認を求めるの件（條約第九号）

国際通貨基金協定への加入について承認を求めるの件（條約第一〇号）

以上二件　外務委員会　付託

一、去る八日委員会に付託された議案は次の通りである。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一九二号）

厚生省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一九三号）

以上二件　内閣委員会　付託

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案（内閣提出第一九〇号）

大蔵委員会　付託

一、去る六日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

麦類の価格、米食率及び食管特別会計の不足金処理に関する決議案

松浦東介君外七十名

一、去る八日参議院に送付した條約は次の通りである。

国際連合への加盟について承認を求めるの件

一、去る八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

道路法案

道路法施行法案

一、去る八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

食糧管理法の一部を改正する法律案

一、去る八日議員から次の議案を撤回する旨の申出があった。

領土に関する決議案（床次徳二君外六十七名提出）

一、昨九日内閣から提出した議案は次の通りである。

自治庁設置法案

地方制度調査会設置法案。

総理府設置法の一部を改正する法律案

調達庁設置法の一部を改正する法律案

昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案

緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案

一、昨九日委員会に付託された議案は次の通りである。

自治庁設置法案（内閣提出第一九三号）

総理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一九五号）

調達庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一九六号）

以上三件　内閣委員会　付託

昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案（内閣提出第一九七号）

緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第一九八号）

以上二件　大蔵委員会　付託

飛鳥法の一部を改正する法律案（岡田五郎君外四名提出、衆法第三九号）

運輸委員会に付託

一、昨九日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

当せん金附証票法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案

一、昨九日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

一、昨九日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

塩専売法の一部を改正する法律案

一、昨九日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

不完全保有農家の主要食糧保有慣に関する再質問主意書（竹村奈良一君提出）

一、去る四月二十五日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員立花敏男君提出集団赤痢発生に関する質問に対する答弁書

〔参照〕

集団赤痢発生に関する質問主意書

中日本重工業神戸造船所において、去る三月二十三日以来引き続き赤痢患者の集団的発生が見られ、現在においても、四月十一日に見られるがごとく、なお四十名の新患者が発生しつつある状態であり、四月十三日現在における公認された患者数は二千名を突破するに至つている。

これに関し、政府に対し、左の諸点を質問する。

1　発生原因及び伝染経路如何。

2　発生場所及び病者数如何。

3　防疫対策如何。

右質問する。

昭和二十七年四月二十五日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長林讓治殿

衆議院議員立花敏男君提出集団赤痢発生に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員立花敏男君提出集団赤痢発生に関する質問に対する答弁書

一　発生場所及び罹病者数

1　発生場所

神戸市兵庫区和田岬

中日本重工業株式会社神戸造船所

2　罹病者数

本工場従業員約一万名の中に三月二十三日より患者発生し、四月十五日までの患者、疑似患者及び保菌者の発生総数は二、五二二名である。此のうち、患者は約九〇〇名で、他は疑似患者及び保菌者である。患者の発生は四月十一日をもつておおむね終熄くしたが、なお検便により保菌者を発見中である。

死亡者は現在までに三名である。

二　発生原因及び伝染経路

本工場は約一万名に対し、一箇所の調理場において、調理給食（昼食、夜一部）を実施しており、発生原因としては現在までの調査の結果、三月二十日頃の給食が原因と考えられる。

感染経路については、国、県、市合同で調査を実施中であるが、現在までの調査によると、自家給水施設の水源の汚染によるものではなく、水源から調理場までに至る間の飲料水の汚染、又は給食された食品の汚染によるものと推定されるが、その詳細な汚染経路については未だ不明である。

三　防疫対策

1　患者の発見及び収容

患者発生と同時に県、市合同で欠勤者、従業員の検診（検便を含む。）、患者及び保菌者の家族の検診（検便を含む）を行い、患者及び保菌者の早期発見につとめた。

一方患者の収容については神戸市伝染病院（二箇所）、県下近接地伝染病院（三箇所）の外、市有建物の一部（三箇所）、検疫所、中重工場寮（二箇所）を臨時隔離病舎として一、八〇〇床を開設収容した。

2　工場の防疫措置

患者発生と同時に工場給食を中止するとともに、飲料水の塩素消毒の強化、調理施設、便所、下水施設等の改善を図つた。

3　指導事項

三月三十日より約二週間係官を現地に派遣するとともに、更に四月二日厚生省公衆衛生局防疫課長をして現地指導を行わしめた。又感染経路の究明のた

め国立予防衛生研究所長、同副所長、細菌部長及び厚生省公衆衛生院疫学部長外係官を現地に派遣し、その原因探究につとめている。

右答弁する。

衆議院会議録第三十一号中正誤

頁	段	行	誤	正
五五二	三	一六	通商産業省通商機械局長	通商産業省通商機械局長兼通商産業省臨時通商業務局長

衆議院会議録第三十八号中正誤

頁	段	行	誤	正
六七九	四	一三	こめ	ため
六八一	四	末四	と民主	は民主
六八五	五	九	に集	結集

衆議院会議録第三十九号中正誤

頁	段	行	誤	正
七〇四	二	九	理に	現に
七〇六	二	一九	えこると	えること
七一〇	二	末一五	のまで	まで
〃	〃	〃八	採択	採決
七一六	四	六	いういうこ	いうこ
七一九	二	末一三	見なければ	見れば
〃	二	〃四	採決	採択

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部十円（送料別）
発行所
東京都新宿区市谷本村町一九
印刷庁
電話九段(四)一一五五
振替東京一九〇〇〇官報